

## I . 岩内町の現況

### 1. 位置・地勢・気象等

#### (1) 位置・地勢等

本町は東経140° 31'、北緯42° 59'で、北海道の西部、後志管内のほぼ中央に位置し、北は岩内湾越しに積丹半島を眺望し、西は日本海を臨む。南は岩内岳やニセコ連峰の山並みが連なり、東は共和町と一体的な岩内平野を擁し、丘陵部は農業・観光ゾーンが形成されている。また、海岸沿いの229号線等を軸として市街地が形成されており、行政面積は70.63km<sup>2</sup>となっている。

本町の地勢や地域特有の景観特性としては、次のようなものがある。

- ・市街地内に2級河川や普通河川があり、自然に恵まれた河川景観がある。
- ・玄関口としての機能をもつ駅前通をはじめ、道路敷地が古くから広く確保され、整然とした道路網が都市空間を形成している。
- ・明治大火により、江戸期からある寺社等の多くが焼失しているが、明治30年前後に、その多くが大火を踏まえて再建されたため、昭和大火では中心市街地の8割が焼失したにもかかわらず、ほとんどの寺社は焼失を逃れ、明治期の貴重な歴史的遺産として現存している。
- ・明治期から庭園等の整備がなされている含翠園周辺は、近接する神社も含めて地域の歴史や自然を継承するシンボリックな存在である。
- ・そのほか、岩内岳山麓の緑豊かな農村風景と雪景色、そこから望む積丹ブルーの海、水平線に沈む夕日や北海道四大夜景、また歴史的遺産とも隣接する神社通りの桜並木や、夏祭りの幟・旗のほか、漁り火といった港町ならではの色彩など、四季折々の景観が存在する。

図 岩内町の位置



## （２）交通

岩内町と江差・寿都方面や積丹半島経由で余市町と連絡する229号線が整備されているほか、岩内小沢線（国道276号）から国道5号経由で小樽・札幌方面、倶知安・道南方面へ連絡する広域交通ネットワークが形成されている。

今後、北海道横断自動車道の余市までの延伸や岩内共和道路の整備により、札幌、新千歳空港とのアクセス向上が見込まれている。

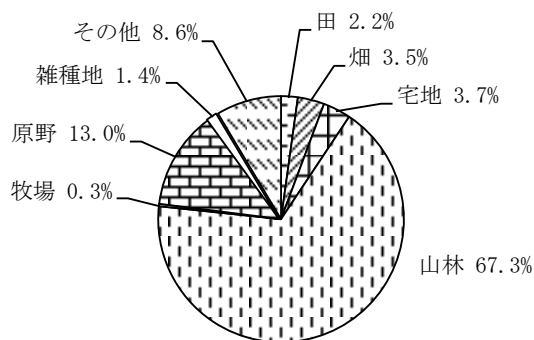
## （３）地目別面積

岩内町の行政面積は70.63km<sup>2</sup>であり、このうち山林が47.55km<sup>2</sup>と全体の約67%、次いで原野が9.18km<sup>2</sup>で全体の約13%を占めている。また、宅地は2.59km<sup>2</sup>で全体の約4%となっている。

表 地目別面積（平成22年）

| 地目  | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 割合<br>(%) |
|-----|--------------------------|-----------|
| 田   | 1.55                     | 2.2%      |
| 畑   | 2.47                     | 3.5%      |
| 宅地  | 2.59                     | 3.7%      |
| 山林  | 47.55                    | 67.3%     |
| 牧場  | 0.22                     | 0.3%      |
| 原野  | 9.18                     | 13.0%     |
| 雑種地 | 1.01                     | 1.4%      |
| その他 | 6.06                     | 8.6%      |
| 計   | 70.63                    | 100.0%    |

図 地目別面積割合（平成22年）



資料：国勢調査

## （４）気象

岩内町は日本海沿岸地域に位置するため冬期間の降雪量が多く、夏冬を通して北西の卓越風があり、年平均風速は3m/sを超えている。平成25年の平均気温は8.6℃で、年間降水量は1,251.5mmとなっている。

表 気象概況

| 年     | 気温(℃) |      |       | 風速(m/s) |      |     |        |    | 降水量(mm) | 降雪の合計(cm) |
|-------|-------|------|-------|---------|------|-----|--------|----|---------|-----------|
|       | 平均    | 最高   | 最低    | 平均風速    | 最大風速 |     | 最大瞬間風速 |    |         |           |
|       |       |      |       |         | 風速   | 風向  | 風速     | 風向 |         |           |
| 平成23年 | 8.4   | 31.1 | -13.9 | 3.4     | 17.1 | 南南東 | 31.3   | 南  | 1215.0  | 562       |
| 平成24年 | 8.7   | 33.4 | -16.4 | 3.4     | 17.7 | 北西  | 28.8   | 西  | 1036.5  | 548       |
| 平成25年 | 8.6   | 32.2 | -14.4 | 3.5     | 17.5 | 西北西 | 27.3   | 南東 | 1251.5  | 620       |

資料：気象庁ホームページ

## 2. 人口・世帯数

### (1) 人口・世帯数

#### ①総人口の推移

岩内町の総人口は、平成22年で14,451人である。

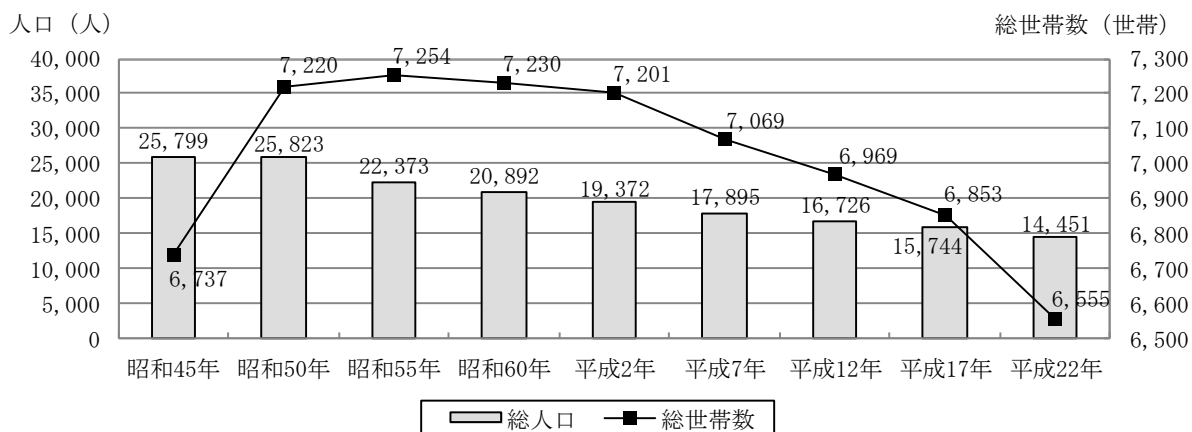
総人口は昭和50年の25,823人をピークに年々減少傾向にあり、それぞれ前回調査と比較して87%～94%で推移している。

#### ②総世帯数の推移

岩内町の総世帯数は、平成22年で6,555世帯である。

総世帯数は昭和55年の7,254世帯をピークに年々減少傾向にあり、特に近年の減少傾向が著しい。

図 総人口と総世帯数の推移

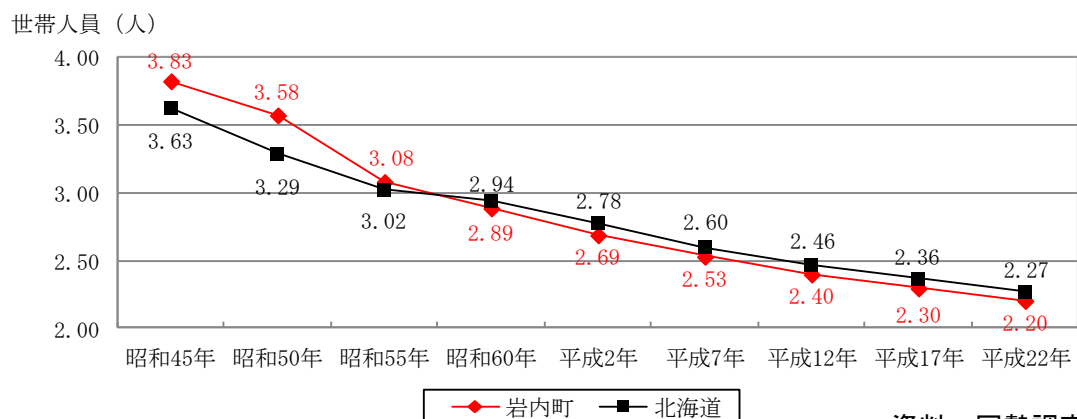


資料：国勢調査

#### ③世帯人員の推移

岩内町の平均世帯人員は平成22年で2.20人で、年々減少傾向にあり、北海道の平均世帯人員とほぼ同傾向で推移している。

図 平均世帯人員数の推移



資料：国勢調査

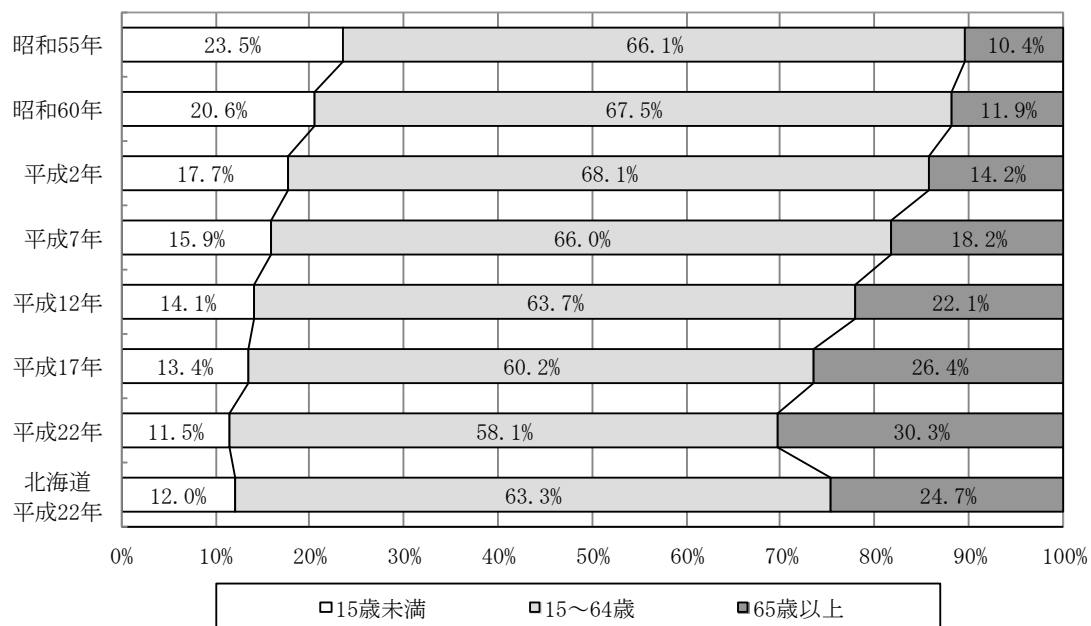
## （２）年齢別人口の推移

年齢階層別人口の構成比は、平成22年で15歳未満人口が11.5%、15～64歳人口が58.1%、65歳以上が30.3%となっている。

昭和55年からの推移をみると、15歳未満の人口が12.0ポイント減少している一方で、65歳以上の人口が19.9ポイント増加しており、少子高齢化が進んでいるといえる。

また、平成22年における岩内町の65歳以上の高齢者率は、北海道全体の24.7%と比較して高い値である。

図 年齢階層別構成比の推移



資料：国勢調査



### (3) 65歳以上の親族のいる世帯の状況

一般世帯総数に占める65歳以上の親族がいる一般世帯数は、平成22年では3,007世帯で、全体の約46%を占める。このうち、高齢単身世帯は1,097世帯、高齢夫婦世帯は740世帯、その他の世帯は1,170世帯である。

平成12年から22年までの10年間ににおける65歳以上の親族のいる一般世帯の推移をみると、実数にして329世帯の増加（約12%増）がみられ、このうち、高齢単身世帯は272世帯の増加（約33%増）、高齢夫婦世帯は149世帯の増加（約25%増）となっており、一般世帯全体に占める高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の比率が高まっている。

平成22年における北海道の比率と比べ、高齢夫婦世帯は3.0%低い比率を示しているが、高齢単身者の世帯数は6.9%高い比率を示している。

また、10年間の高齢者のみ世帯の推移をみると、75歳以上の高齢単身世帯は約1.7倍、同期間における75歳以上の高齢夫婦世帯は約2.3倍となっており、両者とも65歳以上74歳未満の増加率を大きく上回っている。

表 65歳以上の親族のいる一般世帯の居住状況

|                       | 平成12年 |        | 平成17年 |        | 平成22年 |        | 北海道(平成22年) |        |
|-----------------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|------------|--------|
| 一般世帯総数                | 6,969 | 100.0% | 6,853 | 100.0% | 6,548 | 100.0% | 2,418,305  | 100.0% |
| 65歳以上の親族のいる一般世帯       | 2,678 | 38.4%  | 2,960 | 43.2%  | 3,007 | 45.9%  | 884,711    | 36.6%  |
| 高齢単身世帯                | 825   | 30.8%  | 982   | 33.2%  | 1,097 | 36.5%  | 261,553    | 29.6%  |
| 高齢夫婦世帯<br>(夫婦とも65歳以上) | 591   | 22.1%  | 696   | 23.5%  | 740   | 24.6%  | 244,528    | 27.6%  |
| その他の世帯                | 1,262 | 47.1%  | 1,282 | 43.3%  | 1,170 | 38.9%  | 378,630    | 42.8%  |

図 65歳以上の親族のいる一般世帯の構成比

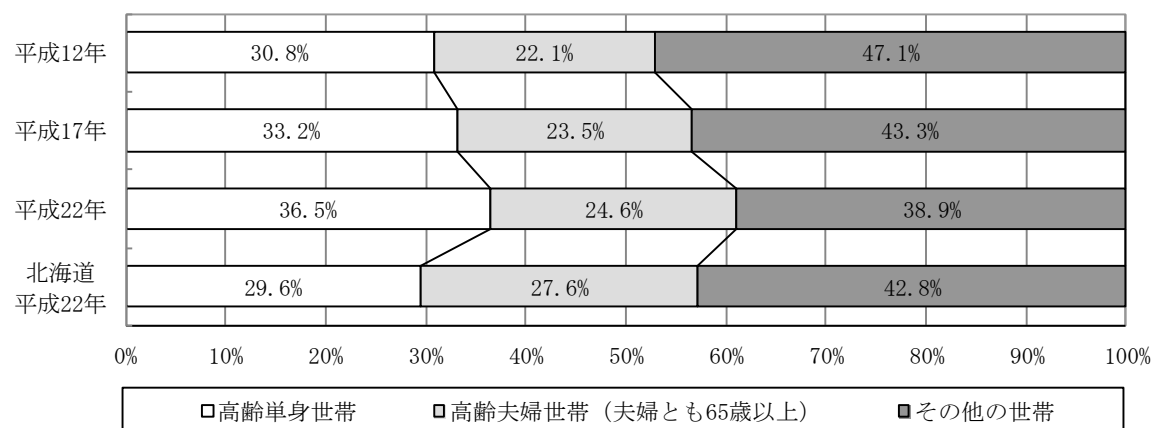


表 高齢者のみ世帯の推移

|            | 高齢者単身 |         |       | 高齢者夫婦 |             |           |
|------------|-------|---------|-------|-------|-------------|-----------|
|            | 総数    | 65歳～74歳 | 75歳以上 | 総数    | 夫婦とも65歳～74歳 | 夫婦とも75歳以上 |
| 平成12年      | 825   | 467     | 358   | 591   | 355         | 100       |
| 平成17年      | 982   | 487     | 495   | 696   | 351         | 175       |
| 平成22年      | 1,097 | 503     | 594   | 740   | 332         | 233       |
| H22/H12(%) | 133.0 | 107.7   | 165.9 | 125.2 | 93.5        | 233.0     |

資料：国勢調査

#### (4) 地区別人口・世帯数の推移

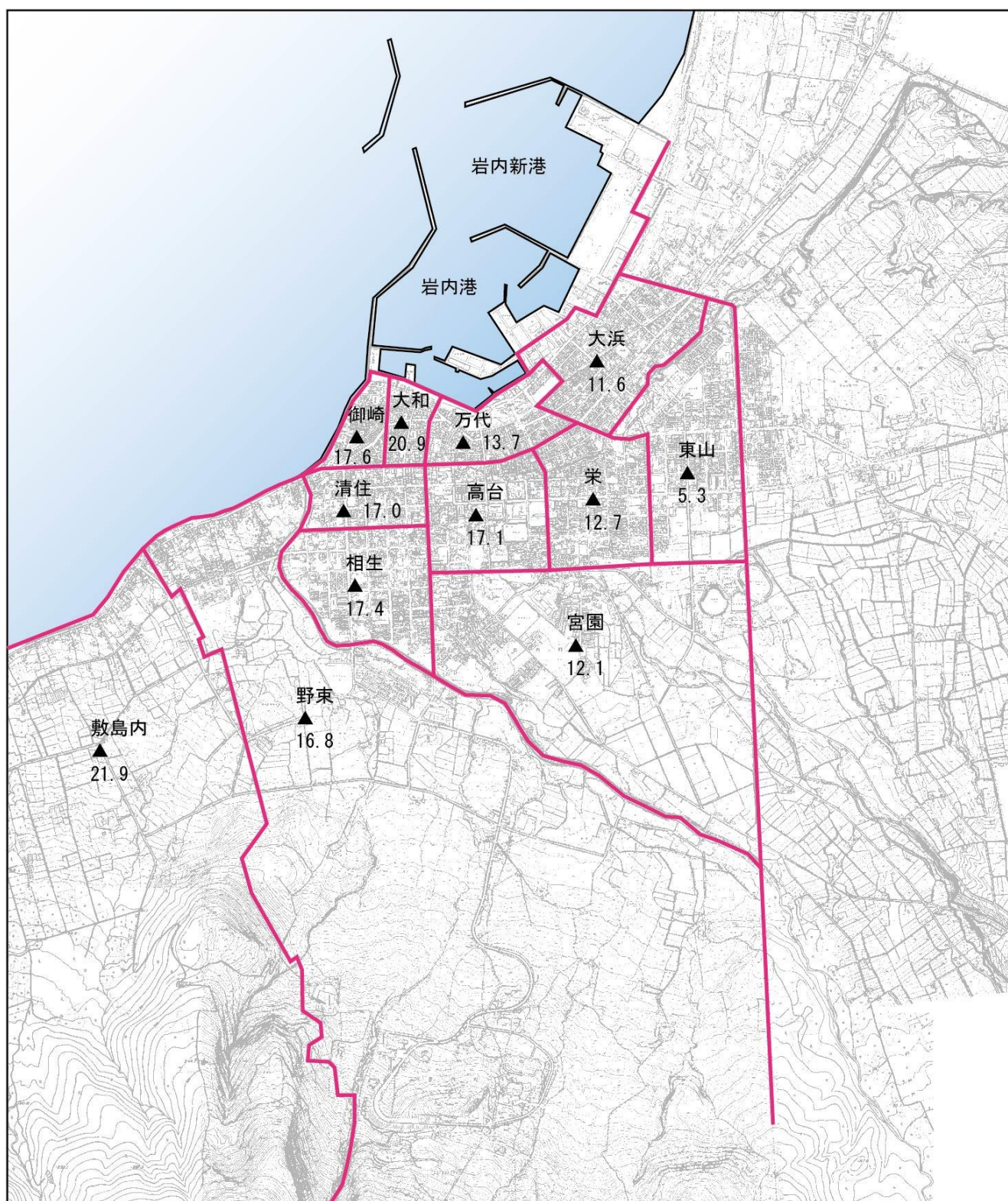
平成18年から平成26年における地区別人口の推移をみると、全ての地区で減少傾向にあり、中でも敷島内地区や大和地区の減少率が高く、それぞれ2割以上の人口減少がみられる。町全体としては、東部地域よりも西部地域の方が人口減少率が高い傾向にある。

同様に、平成18年から平成26年における地区別世帯数の推移をみると、万代、宮園、大浜の各地区で微増となっているほかは、微減もしくは減少傾向にある。中でも敷島内、大和、御崎、相生の各地区で1割以上の世帯数減少がみられる。

表 地区別人口・世帯数の推移

|     | 平成18年3月 |       | 平成26年3月 |       | 平成26年/平成18年 |            |
|-----|---------|-------|---------|-------|-------------|------------|
|     | 人口      | 世帯数   | 人口      | 世帯数   | 人口<br>(%)   | 世帯数<br>(%) |
| 東山  | 1,958   | 964   | 1,854   | 958   | ▲ 5.3       | ▲ 0.6      |
| 大浜  | 1,800   | 827   | 1,592   | 833   | ▲ 11.6      | 0.7        |
| 万代  | 833     | 363   | 719     | 369   | ▲ 13.7      | 1.7        |
| 栄   | 1,738   | 852   | 1,518   | 794   | ▲ 12.7      | ▲ 6.8      |
| 高台  | 1,155   | 563   | 957     | 509   | ▲ 17.1      | ▲ 9.6      |
| 大和  | 622     | 273   | 492     | 243   | ▲ 20.9      | ▲ 11.0     |
| 御崎  | 573     | 278   | 472     | 249   | ▲ 17.6      | ▲ 10.4     |
| 清住  | 872     | 393   | 724     | 372   | ▲ 17.0      | ▲ 5.3      |
| 相生  | 2,025   | 938   | 1,673   | 844   | ▲ 17.4      | ▲ 10.0     |
| 宮園  | 2,456   | 1,067 | 2,158   | 1,077 | ▲ 12.1      | 0.9        |
| 野束  | 1,926   | 898   | 1,602   | 824   | ▲ 16.8      | ▲ 8.2      |
| 敷島内 | 324     | 151   | 253     | 132   | ▲ 21.9      | ▲ 12.6     |
| 計   | 16,282  | 7,567 | 14,014  | 7,204 | ▲ 13.9      | ▲ 4.8      |

資料：住民基本台帳



## 地区別人口の推移

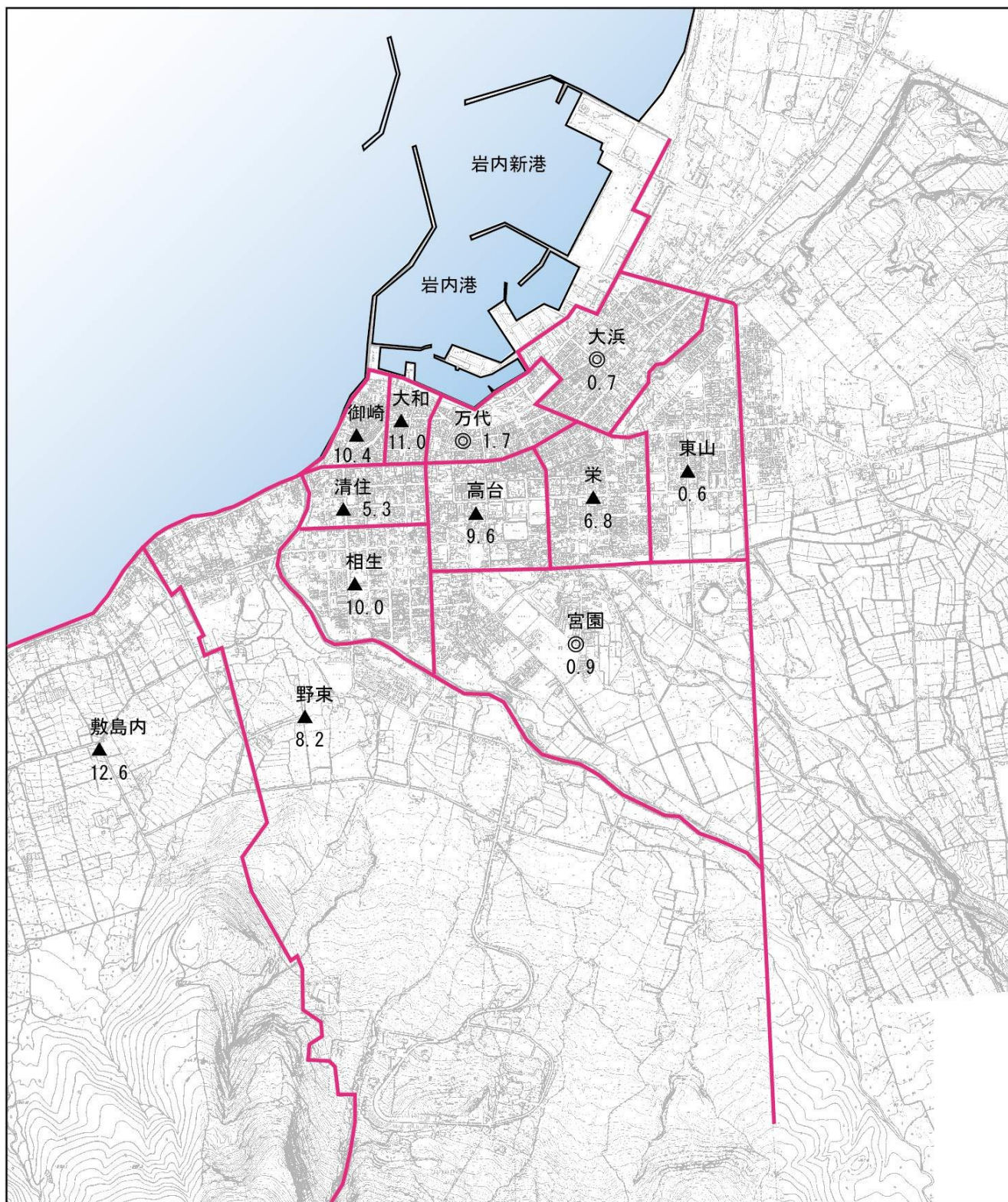
平成26年  
平成18年

増加 ◎ (%)  
減少 ▲ (%)



0 200 500 1000M





# 地区別世帯数の推移

平成26年  
平成18年

増加 ◎ (%)  
減少 ▲ (%)



0 200 500 1000M

### (5) DID の推移

平成12年から平成22年におけるDIDの推移をみると、DID人口は約86%に減少しており、面積はほぼ横ばいとなっている。このため、人口密度も約87%に減少している。

表 DID の推移

|         | DID人口（人） | 面積（km <sup>2</sup> ） | 人口密度<br>（人/km <sup>2</sup> ） |
|---------|----------|----------------------|------------------------------|
| 平成12年   | 14,939   | 4.13                 | 3,617                        |
| 平成17年   | 13,843   | 4.05                 | 3,418                        |
| 平成22年   | 12,891   | 4.08                 | 3,160                        |
| H22/H12 | 86.3%    | 98.8%                | 87.4%                        |

図 DID の推移（平成 12 年）

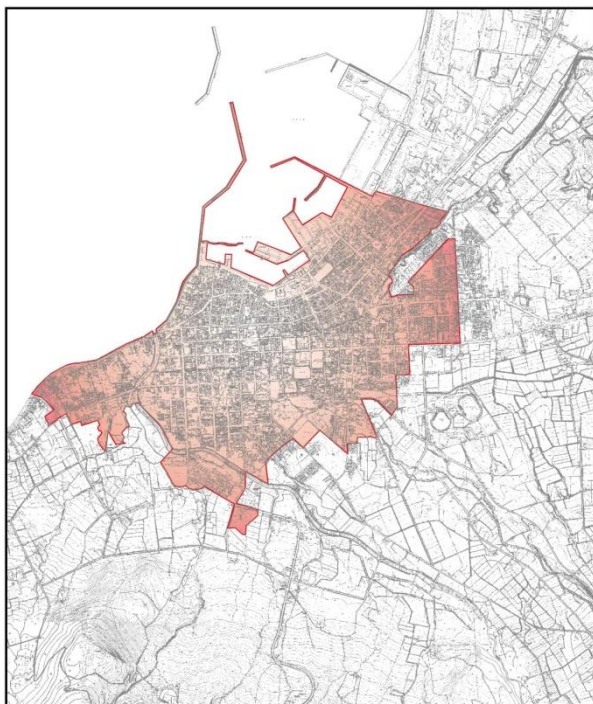
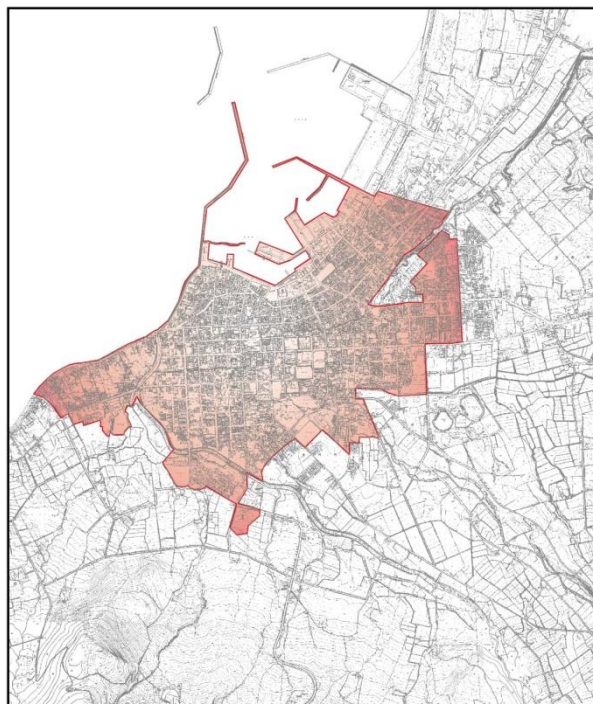


図 DID の推移（平成 22 年）



資料：国勢調査



### 3. 産業

#### (1) 就業者別人口

平成22年の産業別就業人口は、第1次産業就業者が257人（3.9%）、第2次産業就業者が2,031人（30.6%）、第3次産業就業者が4,274人（64.5%）である。

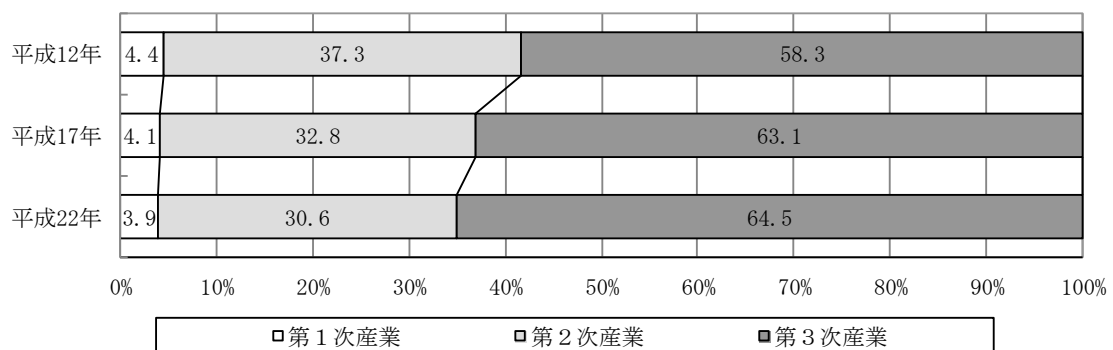
近年の就業者数の推移をみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少しており、中でも第1次産業と第2次産業の就業者数はそれぞれ3割程度の減少となっている。

これを就業者比率でみると、第1次産業、第2次産業の比率が減少する中で、第3次産業の比率は高くなっている。

表 産業別就業人口の推移

| 産業区分              | 平成12年      |            | 平成17年      |            | 平成22年      |            |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                   | 就業者<br>(人) | 構成比<br>(%) | 就業者<br>(人) | 構成比<br>(%) | 就業者<br>(人) | 構成比<br>(%) |
| 第1次産業             | 355        | 4.4%       | 306        | 4.1%       | 257        | 3.9%       |
| 農林業               | 176        | 2.2%       | 146        | 2.0%       | 129        | 1.9%       |
| 漁業                | 179        | 2.2%       | 160        | 2.2%       | 128        | 1.9%       |
| 第2次産業             | 3,014      | 37.3%      | 2,424      | 32.8%      | 2,031      | 30.6%      |
| 鉱業                | 4          | 0.0%       | 3          | 0.0%       | 4          | 0.1%       |
| 建設業               | 2,009      | 24.9%      | 1,577      | 21.3%      | 1,297      | 19.6%      |
| 製造業               | 1,001      | 12.4%      | 844        | 11.4%      | 730        | 11.0%      |
| 第3次産業             | 4,705      | 58.3%      | 4,665      | 63.1%      | 4,274      | 64.5%      |
| 電機・ガス・熱供給・水道業     | 44         | 0.5%       | 47         | 0.6%       | 62         | 0.9%       |
| 運輸・通信業            | 457        | 5.7%       | —          | 0.0%       | —          | 0.0%       |
| 情報通信業             | —          | 0.0%       | 9          | 0.1%       | 13         | 0.2%       |
| 運輸業               | —          | 0.0%       | 344        | 4.7%       | 328        | 4.9%       |
| 卸売・小売業、飲食店        | 1,681      | 20.8%      | —          | 0.0%       | —          | 0.0%       |
| 卸売・小売業            | —          | 0.0%       | 1,210      | 16.4%      | 1,063      | 16.0%      |
| 飲食店・宿泊業           | —          | 0.0%       | 508        | 6.9%       | 493        | 7.4%       |
| 金融・保険業            | 174        | 2.2%       | 144        | 1.9%       | 130        | 2.0%       |
| 不動産業              | 16         | 0.2%       | 17         | 0.2%       | 56         | 0.8%       |
| サービス業             | 1,979      | 24.5%      | —          | 0.0%       | —          | 0.0%       |
| 学術研究、専門、技術サービス    | —          | 0.0%       | —          | 0.0%       | 127        | 1.9%       |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | —          | 0.0%       | —          | 0.0%       | 249        | 3.8%       |
| 医療、福祉             | —          | 0.0%       | 572        | 7.7%       | 637        | 9.6%       |
| 教育、学習支援業          | —          | 0.0%       | 254        | 3.4%       | 217        | 3.3%       |
| 複合サービス事業          | —          | 0.0%       | 126        | 1.7%       | 92         | 1.4%       |
| サービス業（他に分類されないもの） | —          | 0.0%       | 1,108      | 15.0%      | 497        | 7.5%       |
| 公務（他に分類されないもの）    | 354        | 4.4%       | 326        | 4.4%       | 310        | 4.7%       |
| 分類不可能の産業          | 2          | 0.0%       | —          | 0.0%       | 65         | 1.0%       |
| 総 数               | 8,076      | 100.0%     | 7,395      | 100.0%     | 6,627      | 100.0%     |

図 産業別就業者比率の推移



資料：国勢調査

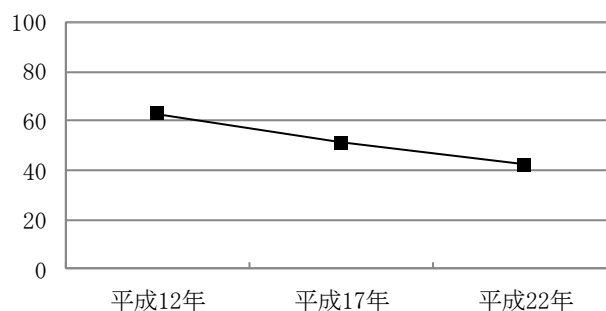
## (2) 農業

岩内町の農家数は年々減少しており、平成22年には42戸と平成12年に比べ約67%に減少している。

表 農家数の推移

| 年次   | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|------|-------|-------|-------|
| 総農家数 | 63    | 51    | 42    |

図 農家数の推移



資料：世界農林業センサス

平成23年における耕地面積は363haで、このうち水稲が77ha (21.2%) を占めている。

収穫量は、水稲が400 t、ばれいしょが8 t (H22)、そばが5 t となっている。

家畜では乳牛が155頭と最も多く、肉牛、馬を合わせた総頭数の85.6%を占めている。

表 主要作物・家畜の状況

| 区 分 |           | 平成21年   | 平成22年 | 平成23年 |
|-----|-----------|---------|-------|-------|
| 作物  | 耕地面積 (ha) | 364     | 363   | 363   |
|     | 水稲        | 面積 (ha) | 77    | 77    |
|     |           | 収穫量 (t) | 375   | 400   |
|     | ばれいしょ     | 面積 (ha) | 8     | —     |
|     |           | 収穫量 (t) | 158   | —     |
|     | そば        | 面積 (ha) | —     | 9     |
|     |           | 収穫量 (t) | —     | 5     |
| 家畜  | 乳牛 (頭)    | 204     | 177   | 155   |
|     | 肉牛 (頭)    | 22      | 21    | 17    |
|     | 馬 (頭)     | 9       | 8     | 9     |

図 作物面積別割合(平成 22 年)

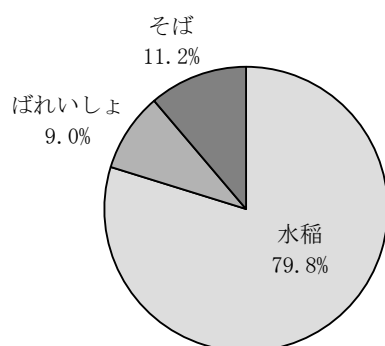
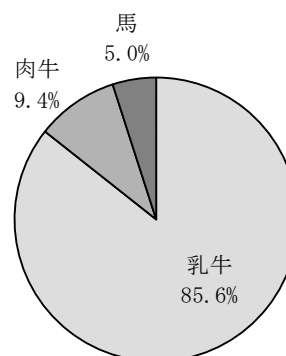


図 家畜頭数別割合(平成 23 年)



資料：岩内町調べ

### (3) 漁業・林業

平成24年の漁業生産高は、数量で2,434 t、金額で約661百万円となっており、平成21年以降は減少もしくは横ばい傾向にある。

魚種別金額では「さけ」や「するめいか」が多くなっており、それぞれ全体の3割弱を占めている。

表 漁業生産高の推移

|         | 平成20年     | 平成21年   | 平成22年   | 平成23年   | 平成24年   |
|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 数量 (t)  | 5,996     | 3,762   | 2,722   | 2,997   | 2,434   |
| 金額 (千円) | 1,123,913 | 763,694 | 544,445 | 783,789 | 660,823 |

表 魚種別金額 (平成 24 年)

| 区分   |        | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
|------|--------|---------|---------|
| 魚類   | さけ     | 191,079 | 28.9%   |
|      | すけとうだら | 38,177  | 5.8%    |
|      | ほっけ    | 51,741  | 7.8%    |
|      | その他    | 88,552  | 13.4%   |
|      | 小計     | 369,549 | 55.9%   |
| 水産動物 | するめいか  | 180,540 | 27.3%   |
|      | その他    | 108,603 | 16.4%   |
|      | 小計     | 289,143 | 43.8%   |
| 貝類   | あわび    | 674     | 0.1%    |
|      | いがい    | 617     | 0.1%    |
|      | その他    | 497     | 0.1%    |
|      | 小計     | 1,788   | 0.3%    |
| 海藻類  |        | 342     | 0.1%    |
| 合計   |        | 660,823 | 100.0%  |

図 金額の推移

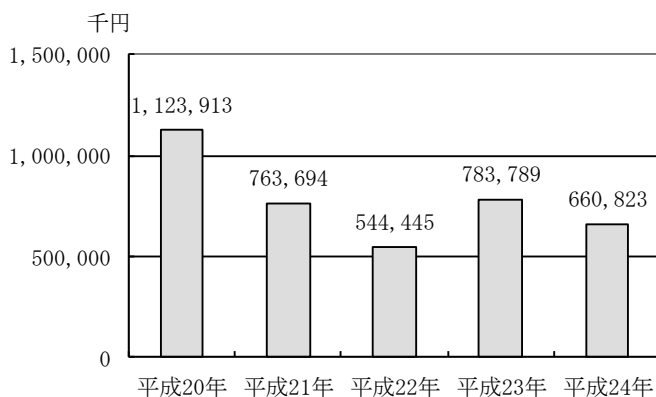
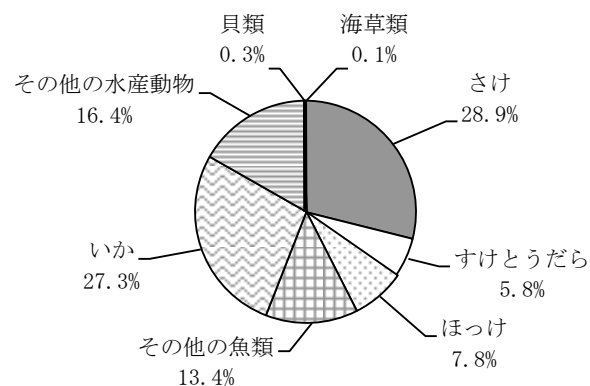


図 魚種別金額 (平成 24 年)



資料：北海道水産現勢

森林総面積は5,509haで、このうち私有林等が953haで約17.3%を占め、国有林が4,330haで約78.6%、町有林が226haで約4.1%を占める。

表 所有区分別森林面積 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 所有区分       | 面積 (ha) |       |     |      |     | 蓄積 (千m³) |     |     |
|------------|---------|-------|-----|------|-----|----------|-----|-----|
|            | 計       | 天然林   | 人口林 | 無立木地 | その他 | 計        | 針葉樹 | 広葉樹 |
| 森林管理局所管国有林 | 4,330   | 3,655 | 163 | -    | 513 | 273      | 30  | 243 |
| その他国有林     | -       | -     | -   | -    | -   | -        | -   | -   |
| 道有林        | -       | -     | -   | -    | -   | -        | -   | -   |
| 市町村有林      | 226     | 161   | 60  | 5    | -   | 23       | 10  | 13  |
| 私有林等       | 953     | 874   | 73  | 5    | -   | 70       | 11  | 59  |
| 計          | 5,509   | 4,690 | 296 | 10   | 513 | 365      | 51  | 314 |

資料：北海道林業統計



#### (4) 工業

平成24年における工業出荷額は約121億円で、従業者数は637人、事業所数は32件である。

平成20年以降の工業出荷額の推移をみると、減少傾向から横ばいに転じており、従業者数及び事業所数も横ばい傾向にある。

また、産業分類別工業出荷額では、水産加工業を中心とする食料品製造業が約1/4と最も多くを占めている。

表 工業の推移（4人以上の事業所）

|          | 平成20年     | 平成21年     | 平成22年     | 平成23年     | 平成24年     |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業所数（件）  | 37        | 35        | 33        | 26        | 32        |
| 従業者数（人）  | 622       | 593       | 595       | 600       | 637       |
| 出荷額等（万円） | 1,488,970 | 1,451,593 | 1,264,222 | 1,211,698 | 1,206,626 |

図 出荷額等の推移（4人以上の事業所）

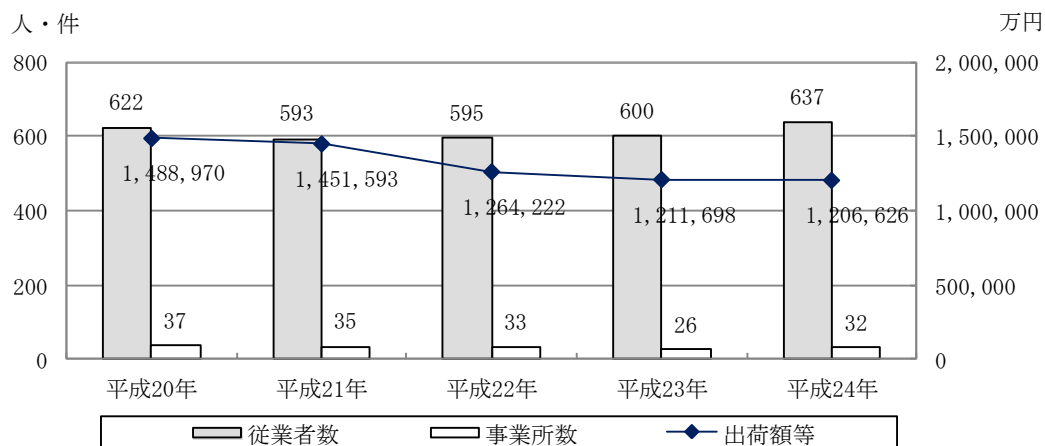


表 産業分類別工業出荷額（平成24年）

| 区分                | 事業所数（件） | 従業者数（人） | 出荷額等（万円）  |
|-------------------|---------|---------|-----------|
| 総数                | 32      | 637     | 1,206,626 |
| 食料品製造業            | 18      | 307     | 299,015   |
| 飲料・たばこ・飼料製造業      | 2       | 193     | ×         |
| 木材・木製品製造業(家具を除く)  | 2       | 18      | ×         |
| 印刷・同関連業           | 3       | 32      | 22,929    |
| 化学工業              | 1       | 5       | ×         |
| 窯業・土石製品製造業        | 1       | 14      | ×         |
| 金属製品製造業           | 3       | 22      | 28,872    |
| 生産用機械器具製造業        | 1       | 28      | ×         |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 1       | 18      | ×         |

資料：工業統計調査

## （５）商業

平成19年における卸・小売業全体の年間商品販売額は18,038百万円、従業者数は1,007人、事業所数は266件である。

平成9年以降の年間商品販売額の推移をみると約68%に減少しており、事業所数も約78%に、従業者数も69%に減少している。

平成19年における業種別年間商品販売額では、小売業が13,581百万円と全体のおよそ3/4を占め、そのうち飲食料品（5,215百万円）とその他（5,979百万円）がそれぞれ4割前後を占めている。

表 商業の推移

（単位：件・人・百万円）

| 区分    | 合計   |       |        | 小売業  |       |        | 卸売業  |      |       |
|-------|------|-------|--------|------|-------|--------|------|------|-------|
|       | 事業所数 | 従業者数  | 販売額    | 事業所数 | 従業者数  | 販売額    | 事業所数 | 従業者数 | 販売額   |
| 平成9年  | 339  | 1,457 | 26,552 | 304  | 1,322 | 21,137 | 35   | 135  | 5,415 |
| 平成11年 | 328  | 1,452 | 25,555 | 283  | 1,261 | 18,594 | 45   | 191  | 6,961 |
| 平成14年 | 300  | 1,274 | 21,757 | 268  | 1,139 | 16,357 | 32   | 135  | 5,400 |
| 平成16年 | 285  | 1,173 | 20,806 | 249  | 1,026 | 15,234 | 36   | 147  | 5,572 |
| 平成19年 | 266  | 1,007 | 18,038 | 235  | 885   | 13,581 | 31   | 122  | 4,457 |

図 商業の推移

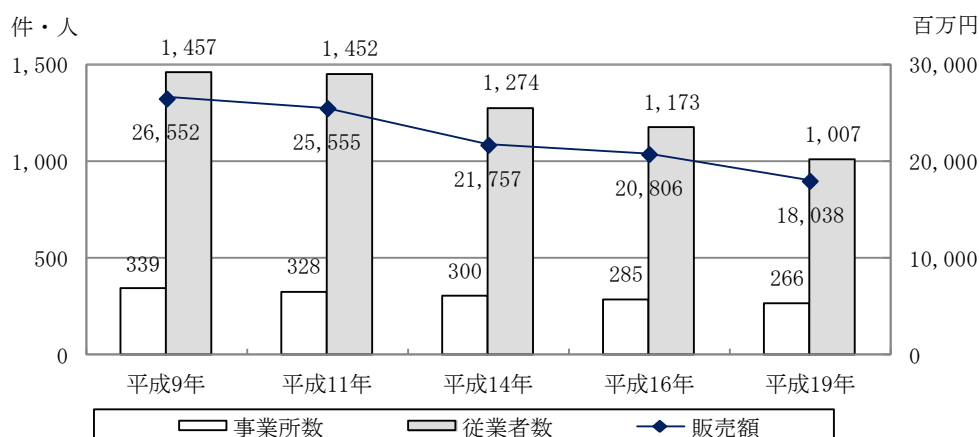


表 業種別年間商品販売額等（平成19年）

（単位：件・人・百万円）

| 業種              | 事業所数 | 従業者数  | 年間商品販売額 |
|-----------------|------|-------|---------|
| 合計              | 266  | 1,007 | 18,038  |
| 卸売業             | 31   | 122   | 4,457   |
| 小売業             | 235  | 885   | 13,581  |
| 各種商品小売業         | -    | -     | -       |
| 織物・衣服・身の回り品小売業  | 36   | 84    | 655     |
| 飲食料品小売業         | 87   | 388   | 5,215   |
| 自動車・自転車小売業      | 11   | 37    | 794     |
| 家具・じゅう器・機械器具小売業 | 17   | 52    | 937     |
| その他の小売業         | 84   | 324   | 5,979   |

資料：商業統計調査

## （６）観光

平成25年度における年間観光入込客数は約457.7千人で、近年は横ばい傾向にある。

また、観光入込客全体のうち宿泊客は概ね22%～27%で推移しており、近年は増加傾向にある。

平成25年度における観光入込客数の月別入込状況をみると、7月～8月の夏期に約半数近くが集中しており、スキーシーズンの冬期は最も少ない状況にある。

表 年間観光入込客数の推移

| 区分        | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入込総数（千人）  | 462.2  | 449.2  | 431.9  | 421.9  | 457.7  |
| 内道外客（千人）  | 26.5   | 26.7   | 24.1   | 31.7   | 38.7   |
| 内道内客（千人）  | 435.7  | 422.5  | 407.8  | 390.2  | 419.0  |
| 内日帰客（千人）  | 362.2  | 345.5  | 328.7  | 313.6  | 333.2  |
| 内宿泊客（千人）  | 100.0  | 103.7  | 103.2  | 108.3  | 124.5  |
| 宿泊客延数（千人） | 110.0  | 114.1  | 113.6  | 119.4  | 137.0  |

図 年間観光入込客総数の推移

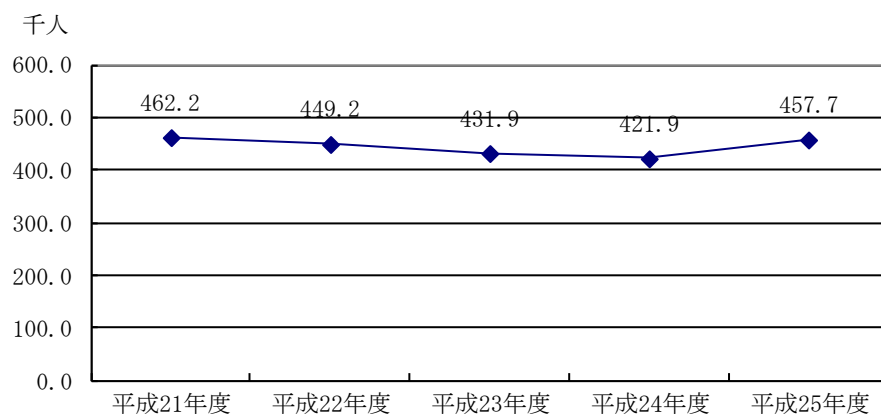


図 年間観光入込客数の推移

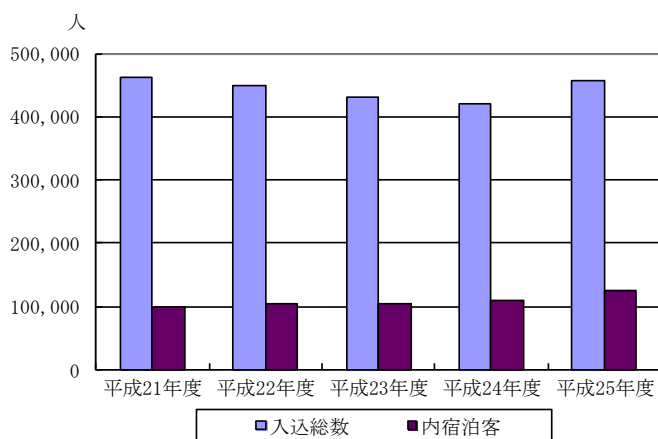


図 月別観光入込客数（平成 25 年度）

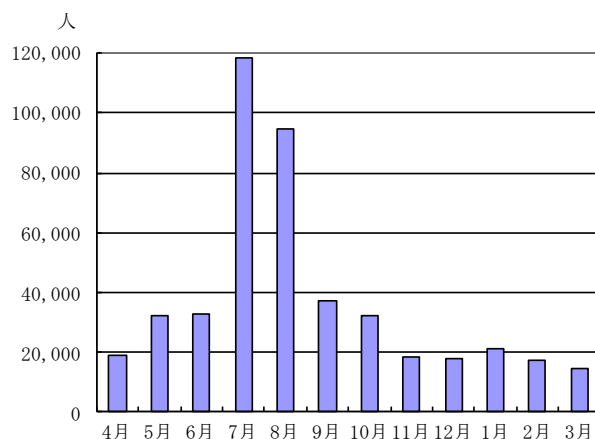


表 月別観光入込客数（平成 25 年度）

|          | 4月   | 5月   | 6月   | 7月    | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月   | 合計    |
|----------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 入込総数（千人） | 19.3 | 32.3 | 33.0 | 118.6 | 94.7 | 37.1 | 32.5 | 18.4 | 18.0 | 21.5 | 17.6 | 14.7 | 457.7 |

資料：北海道観光入込客数調査

## 4. 土地利用の状況

### （１）国土利用計画

岩内町の行政面積7,063haのうち都市地域（都市計画区域）は2,596haで約36.8%を占める。都市地域外の区域は海岸沿いの地区を除くと全て国有林であり、西部及び南部はニセコ・積丹・小樽海岸国立公園の自然公園地域に指定されている。

### （２）都市計画区域

岩内町は共和町と一体の岩内都市計画区域を形成しており、共和町の都市計画区域740haを含めて全体で約3,336haの規模を有する。

岩内町の都市計画区域のうち、用途地域は566haで、用途地域の外側は山岳部を除くと全て農業振興地域である。

農業振興地域のうち用途地域に接する1km～2km圏内は、岩内西小学校周辺、墓園周辺、野束川や運上屋川及び円山通の延長上の道道野束清住線沿いの地区を除くと全ての地区が農用地区域に指定されている。

用途地域から1km～2km圏外の地域は、農用地から除外された区域もしくは地域森林計画対象民有林であり、円山地区の森林公園から岩内岳にかけては一部保安林に指定されている。

### （３）用途地域

用途地域は旧岩内駅を中心としてほぼ2km圏内に同心円的に広がっており、住居系が372haで全体の65.7%、商業系が44haで全体の7.8%、工業系が150haで全体の26.5%を占めている。

商業系用途地域は229号線と万代御崎通（道道岩内港線）を軸として、その間に飲食店街を挟むように南北約200m、東西約1,200mの範囲が商業地域に指定されているほか、旧国鉄跡地のマリンプラザや町役場から229号線にかけての旧波止場通（道道野束清住線）沿線及び万代地区の一部が近隣商業地域に指定されている。

工業系用途地域は臨港地区の工業港区が工業専用地域に、商港区が工業地域に指定されているほか、漁港区が準工業地域に指定されている。また、港湾背後の御崎、大和、万代、大浜地区は水産加工場や建設・運輸施設、業務施設と住宅の混在する準工業地域に指定されているほか、西部海岸沿いの漁家や倉庫が混在する野束（島野）地区や水産加工場の混在する野束川河口近くの清住・相生地区、工場（日本アスパラガス）の敷地が準工業地域に指定されている。

住居系用途地域は、これら商業系及び工業系用途地域以外の南部高台地区に配置されており、運動公園周辺と野束川右岸の開発区域（ほうらん団地）を中心とする宮園・野束地区が低層住居専用地域に指定されている。岩内小沢線（国道276号）を軸とする沿道サービスゾーンが準住居地域に指定されているほか、各種公共施設や業務施設の集積する八幡通の沿線地区や相生・宮園地区が第一種又は第二種住居地域に指定されている。これら以外の市街地周辺部は全て中高層住居地域に指定されており、大規模な町営住宅団地等を中心とした住宅地が形成されている。



表 都市計画区域、用途地域面積 (単位：ha)

|              | 面積    | 割合     |
|--------------|-------|--------|
| 都市計画区域       | 2,596 | —      |
| 用途地域         | 566   | 100.0% |
| 住宅系          | 372   | 65.7%  |
| 第1種低層住居専用地域  | 60    | 10.6%  |
| 第2種低層住居専用地域  | 0     | 0.0%   |
| 第1種中高層住居専用地域 | 100   | 17.7%  |
| 第2種中高層住居専用地域 | 125   | 22.1%  |
| 第1種住居地域      | 49    | 8.7%   |
| 第2種住居地域      | 28    | 4.9%   |
| 準住居地域        | 10    | 1.8%   |
| 商業系          | 44    | 7.8%   |
| 近隣商業地域       | 16    | 2.8%   |
| 商業地域         | 28    | 4.9%   |
| 工業系          | 150   | 26.5%  |
| 準工業地域        | 102   | 18.0%  |
| 工業地域         | 37    | 6.5%   |
| 工業専用地域       | 11    | 2.0%   |
| 用途地域指定外      | 2,030 | —      |

図 岩内町の用途地域指定状況

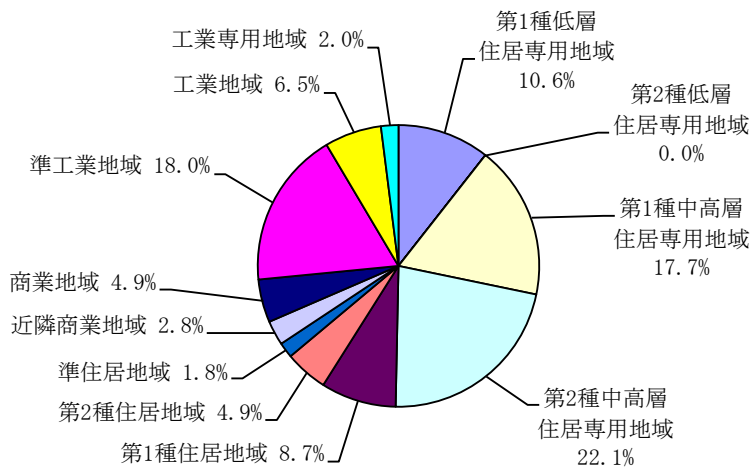
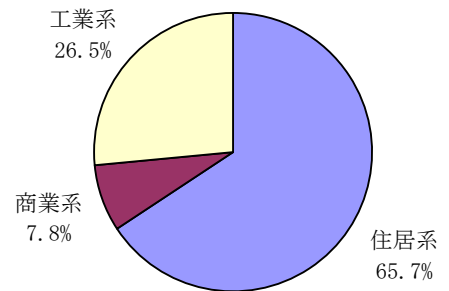


図 用途地域の構成



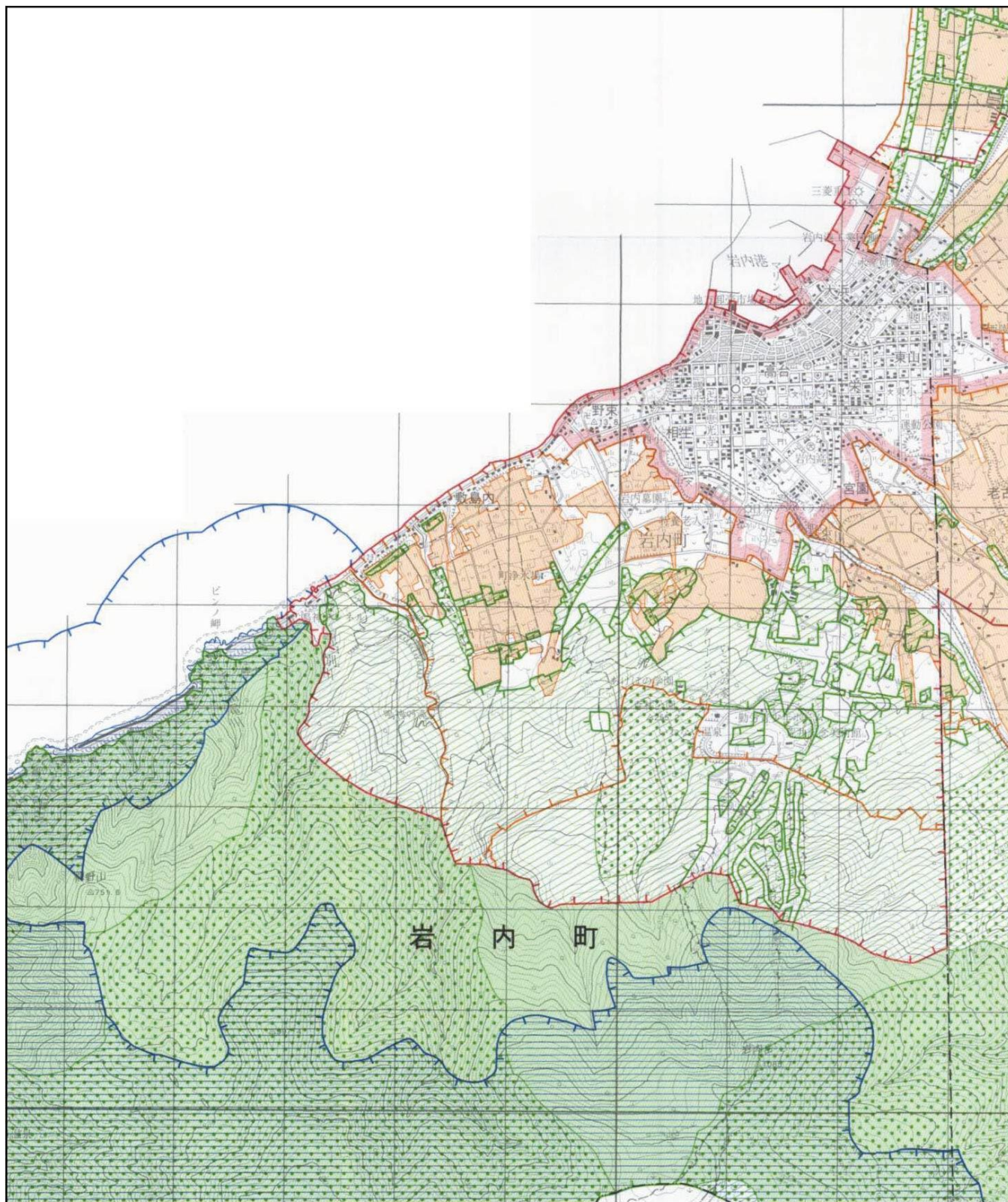
資料：岩内町調べ（平成26年3月末現在）

#### （４）準防火地域

岩内町は昭和29年の岩内大火で海岸沿いの中心市街地が焼失したことから、海岸段丘以北の中心市街地や港湾地区の172.4haが準防火地域に指定されている。

#### （５）臨港地区

岩内港は地方港湾として位置づけられており、平成26年3月末現在で港湾埋立地を中心として59haが臨港地区に指定されている。このうち漁業ふ頭地区や商業ゾーンに近接した漁協や給油施設及びふ頭用地からなる中央ふ頭地区、新港の旧フェリーターミナル用地、駐車場や工業用地からなる新港地区の34.9haが商港区に指定されている。これら商港区と中心市街地の間に挟まれた工業用地11.6haが工業港区に指定されているほか、漁港と漁港から東に伸びる物揚場の細長い地区9.5haが漁港区に、3.5haが無分区となっている。



都市地域



その他都市計画区域における用途地域



農業地域



農用地区域



森林地域



地域森林計画対象民有林



保安林



国有林



自然公園地域



自然公園地域(特別地域)

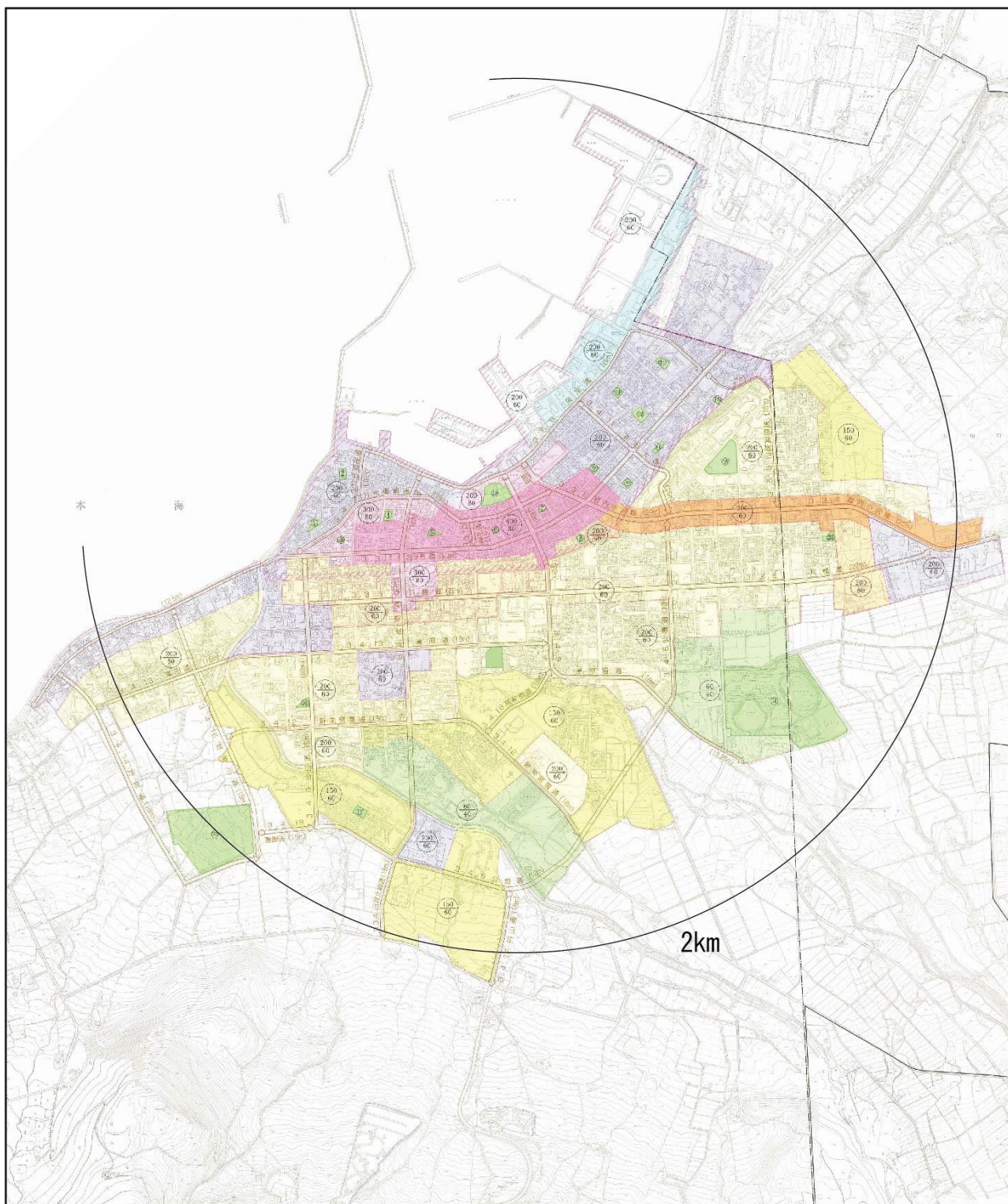
## 土地利用基本計画図



0 200 500 1000 2000M

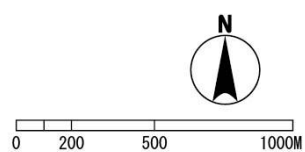
※平成16年3月31日現在の指定状況



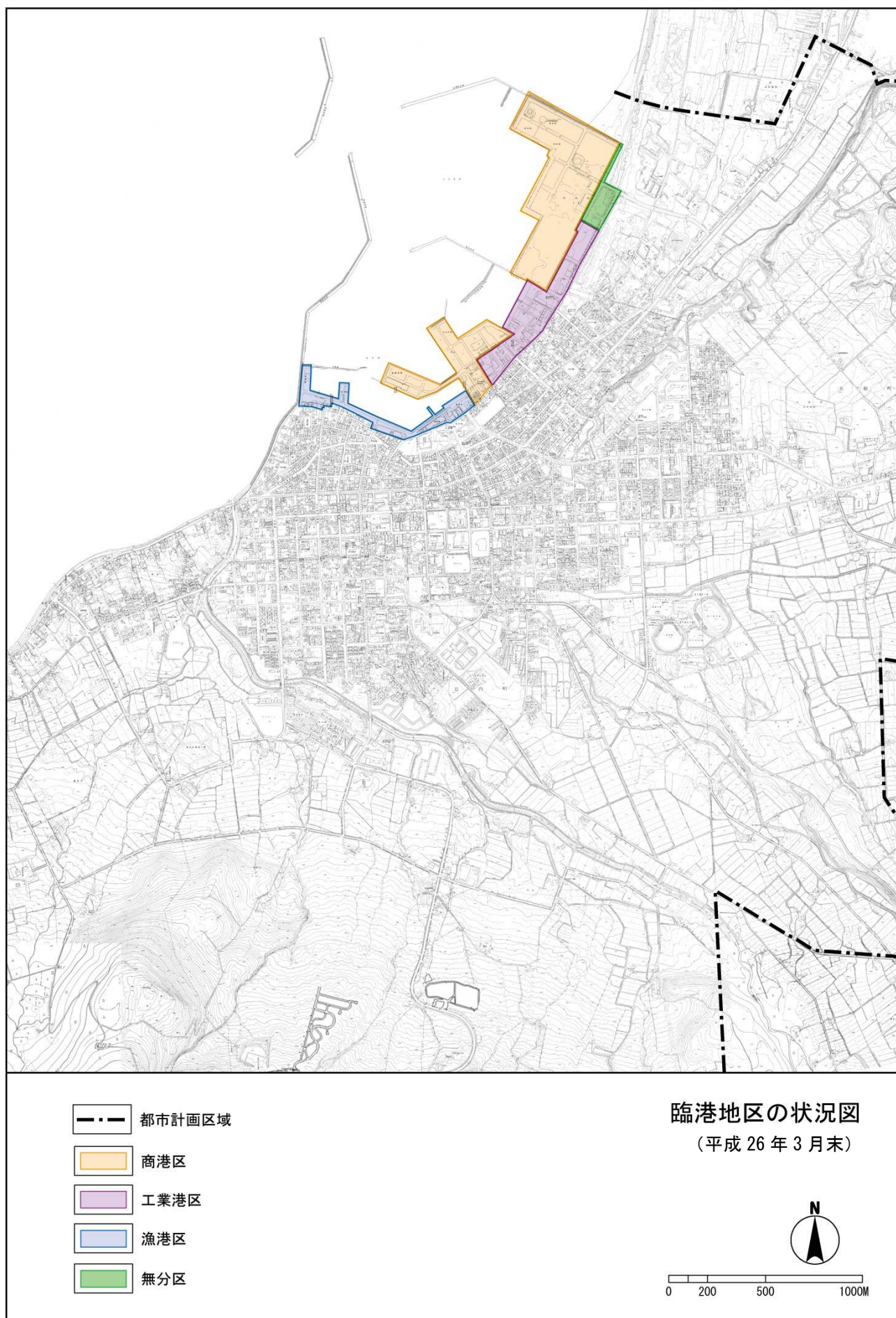


|                                                                                     |              |                                                                                     |        |                                                                                     |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|  | 第一種低層住居専用地域  |  | 近隣商業地域 |  | 都市計画道路     |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 商業地域   |  | 都市計画公園     |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域  |  | 交通広場       |
|  | 第一種住居地域      |  | 工業地域   |  | 行政界        |
|  | 第二種住居地域      |  | 工業専用地域 |  | 都市計画区域     |
|  | 準住居地域        |  | 準防火地域  |  | 道路または河川中心線 |
|                                                                                     |              |                                                                                     |        |  | 上記以外の境界による |

都市計画用途地域図  
(平成 23 年度調製)







## (6) 開発行為等の状況

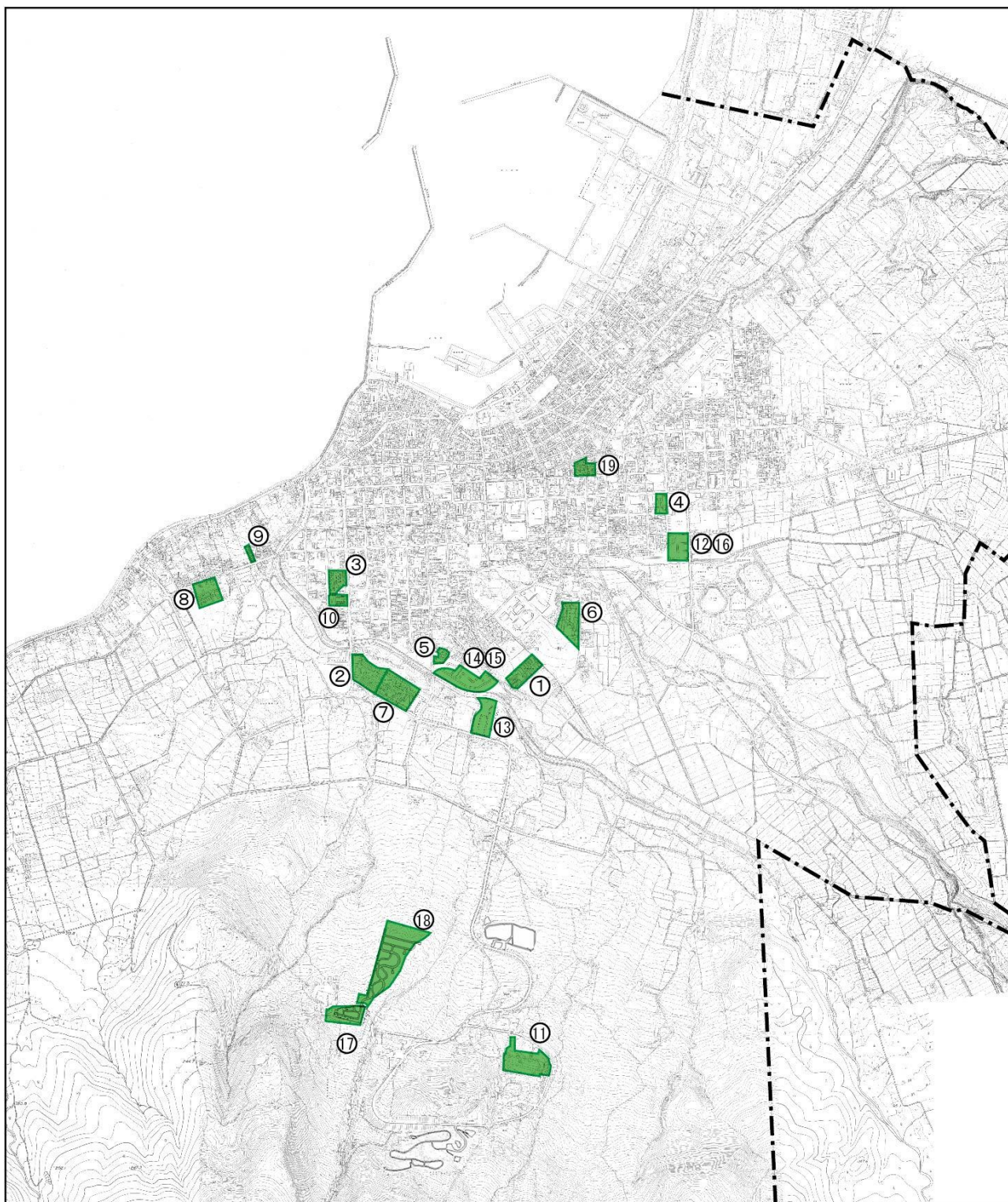
近年の開発行為等の状況を見ると、市街地周辺部での民間による宅地分譲が数ヶ所みられるが、いずれも1～2ha（20～50区画）の小規模なものである。また、円山地区においては、温泉付き別荘地開発等が進行しているが、景観への配慮や温泉の枯渇等の問題が危惧されている。

表 開発行為等一覧

| 対図<br>番号 | 開発区域       | 開発用途       | 根拠法<br>(開発手法) | 事業主体                  | 開発年次 (年) |     | 開発面積<br>(㎡) | 進捗状況<br>(%) | 備考<br>(戸数及び区画数) |
|----------|------------|------------|---------------|-----------------------|----------|-----|-------------|-------------|-----------------|
|          |            |            |               |                       | 開始       | 終了  |             |             |                 |
| ①        | 宮園団地       | 公営住宅建設     | 開発行為          | 町                     | S50      | S52 | 20,180      | 100         | 84 戸            |
| ②        | 野東団地       | 公営住宅建設     | 開発行為          | 町                     | S52      | S56 | 25,234      | 100         | 92 戸            |
| ③        | 相生タウン      | 住宅地分譲      | 開発行為          | 町                     | S56      | S57 | 11,846.75   | 100         | 27 区画           |
| ④        | 白樺団地       | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | S56      | S57 | 4,147.97    | 100         | 17 区画           |
| ⑤        | ほうらん団地     | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | S59      | S59 | 6,667.12    | 100         | 20 区画           |
| ⑥        | 東宮園団地      | 公営住宅（建替）建設 | 開発行為          | 町                     | S61      | H1  | 20,579.15   | 100         | 184 戸           |
| ⑦        | 野東タウン      | 公営住宅建設     | —             | 北海道<br>・<br>北海道住宅供給公社 | S58      | S59 | 9,164.87    | 100         | 36 区画           |
|          |            | 住宅地分譲      |               |                       | S58      | S59 | 15,800      |             |                 |
| ⑧        | 野東地区       | 住宅地分譲      | —             | 町                     | S55      | S55 | 17,098.54   | 100         | 38 区画           |
| ⑨        | 野東地区       | 住宅地分譲      | —             | 町                     | S53      | S53 | 1,227       | 100         | 5 区画            |
| ⑩        | 道営相生団地     | 公営住宅建設     | —             | 北海道                   | S54      | S56 | 6,381.24    | 100         | 48 戸            |
| ⑪        | 岩内文化村      | 別荘分譲       | 開発行為          | 民間                    | H4       | H4  | 34,585.00   | 100         | 21 区画           |
| ⑫        | 東山ボン団地Ⅰ    | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | H9       | H9  | 9,336.26    | 100         | 26 区画           |
| ⑬        | 円山望岳タウン    | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | H9       | H9  | 20,090.75   | 100         | 47 区画           |
| ⑭        | アリストウン1次   | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | H11      |     | 11,764.45   | 100         | 29 区画           |
| ⑮        | アリストウン2次   | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | H11      |     | 14,745.38   | 100         | 34 区画           |
| ⑯        | 東山ボン団地Ⅱ    | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | H12      |     | 9,972.56    | 100         | 16 区画           |
| ⑰        | アリスの里      | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | H12      | H12 | 19,925.50   | 100         | 54 区画           |
| ⑱        | アリスの里（第2期） | 住宅地分譲      | 開発行為          | 民間                    | H13      | H13 | 63,951.00   | 100         | 109 区画          |
| ⑲        | 栄夕陽ヶ丘団地    | 公営住宅建設     | 開発行為          | 北海道                   | H24      | H24 | 7,218       | 100         | 20 戸            |

資料：岩内町調べ（平成26年3月末現在）



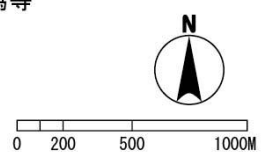


＜開発地区＞

- |          |              |              |
|----------|--------------|--------------|
| ① 宮園団地   | ⑧ 野東地区       | ⑮ アリスタウン（２次） |
| ② 野東団地   | ⑨ 野東地区       | ⑯ 東山ポン団地Ⅱ    |
| ③ 相生タウン  | ⑩ 道営相生団地     | ⑰ アリスの里      |
| ④ 白樺団地   | ⑪ 岩内文化村      | ⑱ アリスの里（第２期） |
| ⑤ ほうらん団地 | ⑫ 東山ポン団地Ⅰ    | ⑲ 栄夕陽ヶ丘団地    |
| ⑥ 東宮園団地  | ⑬ 円山望岳タウン    |              |
| ⑦ 野東タウン  | ⑭ アリスタウン（１次） |              |

開発行為等（住宅関連）位置図

- 都市計画区域  
 開発行為等



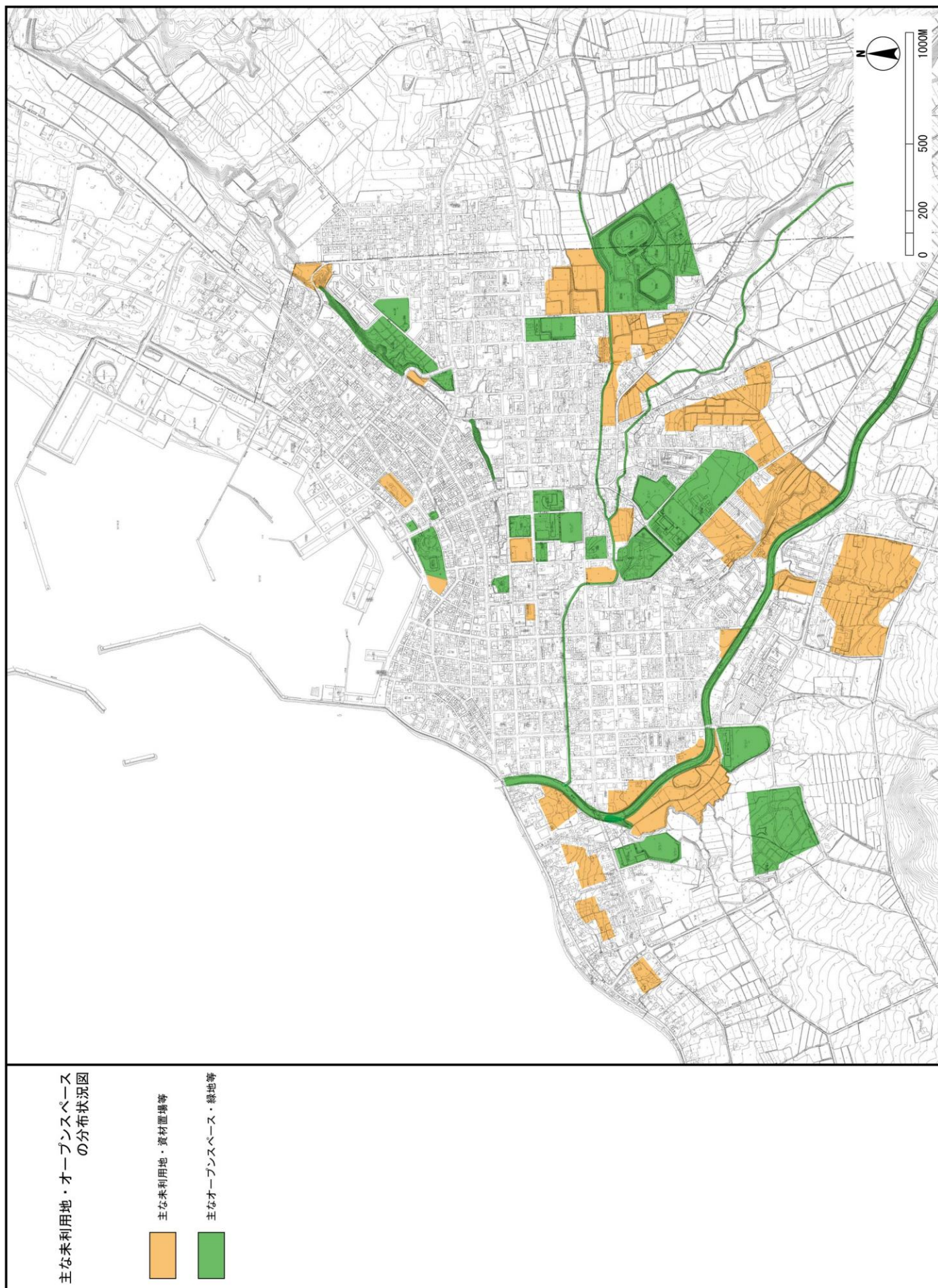
資料：岩内町調べ（平成 26 年 3 月末現在）

#### （７）主な未利用地・オープンスペースの状況

主な公共施設や公園及び河川・がけ地等からなる緑地・オープンスペースは、野東川や神社通り等を軸とする地区や共和町との境界沿いに分布している。また、主な未利用地や資材置き場等も同じ地域に分布しており、緑地・オープンスペースに近接しているものが多い。

なお、中心市街地及びその周辺地域についても、学校及び鉄道跡地等の大きな未利用地が残っているほか、ＮＴＴやパチンコ店及び空き店舗等の未利用施設がみられる。





## 5. 都市施設の整備状況

### (1) 道路

岩内町内の都市計画道路は、以下の表に示す18本であり、整備状況は、計画延長28.17kmのうち整備済が51.1%にあたる14.40kmである。このうち全て整備済の道路は岩内小沢線（国道276号）、八幡通、万代御崎通、神社通、浜中大通及び野束通の6路線であり、全て未整備の道路は山崎宮園通、野束宮園通、高校前通、円山通及び墓園通である。また未整備区間が整備済区間より多い道路は、停車場通、公園通、薄田通及び野束川通である。

このほか、旧国鉄岩内駅の跡地にバスターミナルと一体的に整備された1,400㎡の交通広場（3・3・2岩内小沢線の一部）と運上屋記念ドームの設置されている1,200㎡の交通広場（3・3・4旧波止場通の一部）が整備されている。

表 都市計画道路

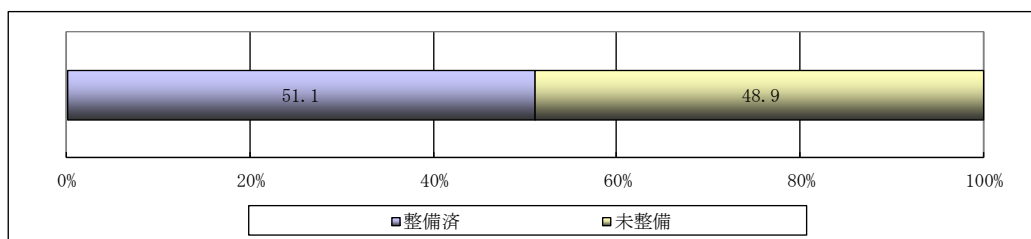
（単位：m）

| 番号     | 路線名   | 幅員 | 延長     | 整備状況   |        |
|--------|-------|----|--------|--------|--------|
|        |       |    |        | 整備済    | 未整備    |
| 3・3・1  | 229号線 | 22 | 3,650  | 2,370  | 1,280  |
| 3・3・2  | 岩内小沢線 | 22 | 1,240  | 1,240  | 0      |
| 3・4・3  | 停車場通  | 22 | 1,940  | 570    | 1,370  |
| 3・3・4  | 旧波止場通 | 22 | 2,110  | 1,130  | 980    |
| 3・3・5  | 八幡通   | 22 | 2,180  | 2,180  | 0      |
| 3・4・6  | 公園通   | 18 | 4,160  | 1,170  | 2,990  |
| 3・4・7  | 万代御崎通 | 18 | 1,230  | 1,230  | 0      |
| 3・5・8  | 海岸通   | 15 | 2,200  | 1,380  | 820    |
| 3・5・9  | 山崎宮園通 | 15 | 890    | 0      | 890    |
| 3・5・10 | 神社通   | 15 | 110    | 110    | 0      |
| 3・4・11 | 浜中大通  | 18 | 700    | 700    | 0      |
| 3・4・12 | 野束宮園通 | 18 | 1,820  | 0      | 1,820  |
| 3・4・13 | 薄田通   | 20 | 2,070  | 680    | 1,390  |
| 3・4・14 | 野束通   | 18 | 1,520  | 1,520  | 0      |
| 3・4・15 | 野束川通  | 18 | 1,200  | 120    | 1,080  |
| 3・4・16 | 高校前通  | 18 | 450    | 0      | 450    |
| 3・4・17 | 円山通   | 18 | 440    | 0      | 440    |
| 3・4・18 | 墓園通   | 18 | 260    | 0      | 260    |
| 計      | —     | —  | 28,170 | 14,400 | 13,770 |

表 都市計画道路の整備状況

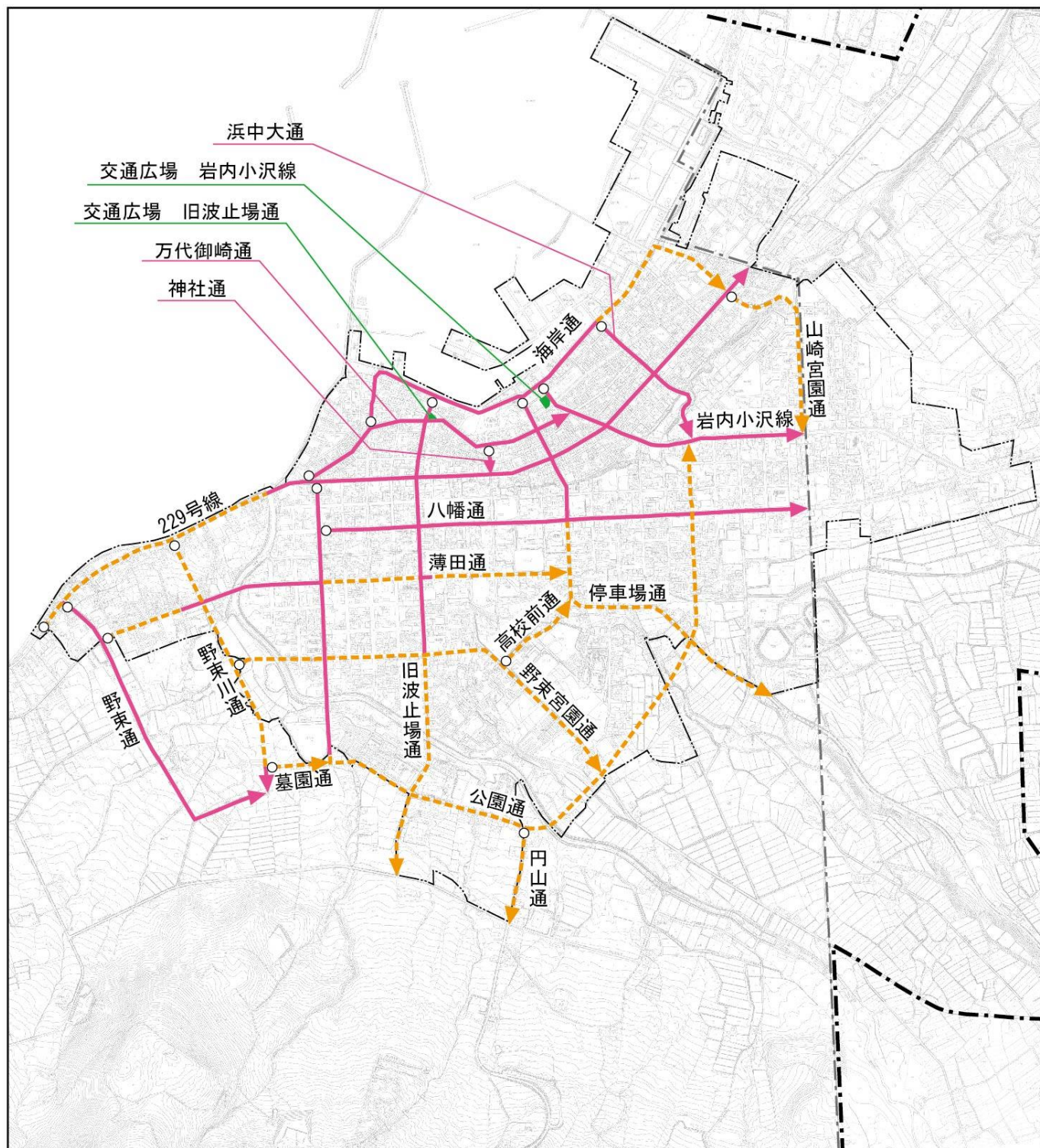
| 延長       |           |          | 種別路線数及び延長 |             |    |      |       |      |    |      |    |
|----------|-----------|----------|-----------|-------------|----|------|-------|------|----|------|----|
| 計画<br>km | 整備済<br>km | 整備率<br>% | 計<br>本    | 自動車専用<br>道路 |    | 幹線街路 |       | 区画街路 |    | 特殊街路 |    |
|          |           |          |           | 本           | Km | 本    | Km    | 本    | Km | 本    | Km |
| 28.17    | 14.40     | 51.1     | 18        |             |    | 18   | 28.17 |      |    |      |    |

図 都市計画道路の整備率



資料：岩内町調べ（平成26年3月末現在）





|  |        |  |      |
|--|--------|--|------|
|  | 行政区域   |  | 整備済  |
|  | 都市計画区域 |  | 未整備  |
|  | 用途地域   |  | 交通広場 |

整備済: 都市計画決定通り整備が終了している区間  
未整備: 上記以外の区間

都市計画道路整備状況図



0 200 500 1000M

資料：岩内町調べ（平成 26 年 3 月末現在）

## (2) 公園・緑地

本町の都市計画決定された公園・緑地は22ヵ所で、供用済が街区公園17ヵ所、近隣公園2ヵ所、総合公園1ヵ所、運動公園1ヵ所であり、風致公園1ヵ所が現在未供用である。

表 都市計画公園

| 対図<br>番号 | 種別番号   | 名称          | 種別   | 計画決定面積   |
|----------|--------|-------------|------|----------|
| ①        | 2・2・1  | 汐見公園        | 街区公園 | 約 0.18ha |
| ②        | 2・2・2  | 御崎公園        | 街区公園 | 0.18ha   |
| ③        | 2・2・3  | 橋公園         | 街区公園 | 0.06ha   |
| ④        | 2・2・4  | 大和公園        | 街区公園 | 0.20ha   |
| ⑤        | 2・2・5  | うきよ公園       | 街区公園 | 0.12ha   |
| ⑥        | 2・2・6  | 万代公園        | 街区公園 | 0.05ha   |
| ⑦        | 2・2・7  | おもない公園      | 街区公園 | 0.10ha   |
| ⑧        | 2・2・8  | 旭公園         | 街区公園 | 0.13ha   |
| ⑨        | 2・2・9  | あかしや公園      | 街区公園 | 0.15ha   |
| ⑩        | 2・2・10 | みずしま公園      | 街区公園 | 0.13ha   |
| ⑪        | 2・2・11 | みどり公園       | 街区公園 | 0.15ha   |
| ⑫        | 2・2・12 | 大浜公園        | 街区公園 | 0.33ha   |
| ⑬        | 2・2・13 | かもめ公園       | 街区公園 | 0.18ha   |
| ⑭        | 2・2・14 | はまなす公園      | 街区公園 | 0.22ha   |
| ⑮        | 2・2・15 | きよみず公園      | 街区公園 | 0.12ha   |
| ⑯        | 2・2・16 | 相生公園        | 街区公園 | 0.20ha   |
| ⑰        | 2・2・17 | 風っ子公園       | 街区公園 | 0.23ha   |
| ⑱        | 3・3・1  | 東山公園        | 近隣公園 | 1.50ha   |
| ⑲        | 3・2・2  | いわないマリnpark | 近隣公園 | 1.0ha    |
| ⑳        | 5・5・1  | いわないリゾートパーク | 総合公園 | 21.8ha   |
| ㉑        | 6・5・1  | 岩内運動公園      | 運動公園 | 16.8ha   |
| ㉒        | 7・2・1  | 含翠園         | 風致公園 | 0.6ha    |

資料：岩内町調べ（平成 26 年 12 月末現在）

## (3) 墓園

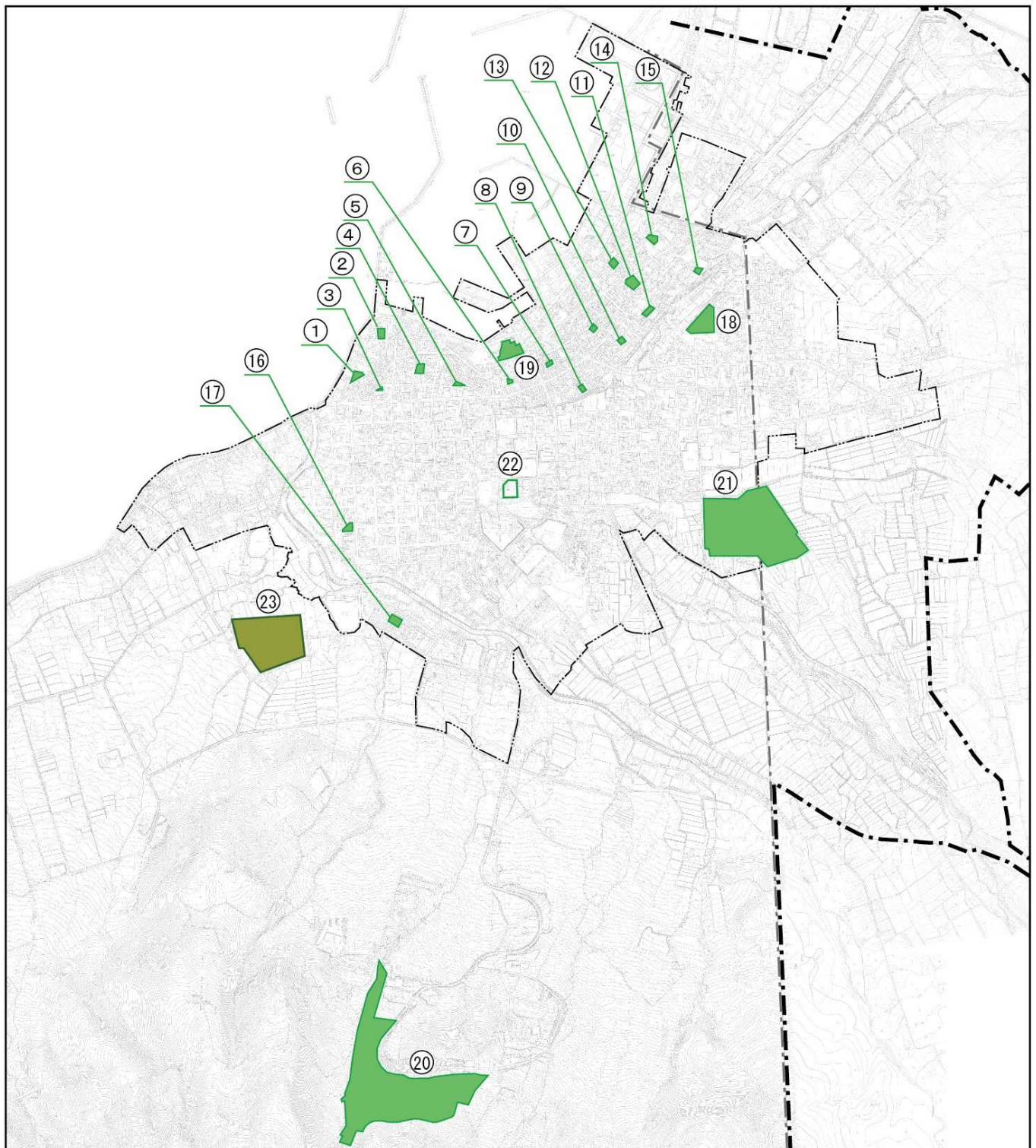
岩内町には都市計画墓園が1ヵ所あり、面積は8.7haで供用済である。

## (4) 下水道

本町の公共下水道は平成11年7月2日に都市計画決定され、用途地域全てと南部円山地区の一部を含んだ604haが処理計画面積として、12,700人が処理区域内人口として全体計画で位置づけられている。

平成26年3月末現在で220haが整備済みである。

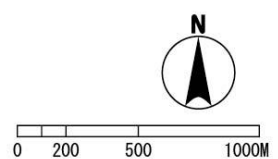




<名称>

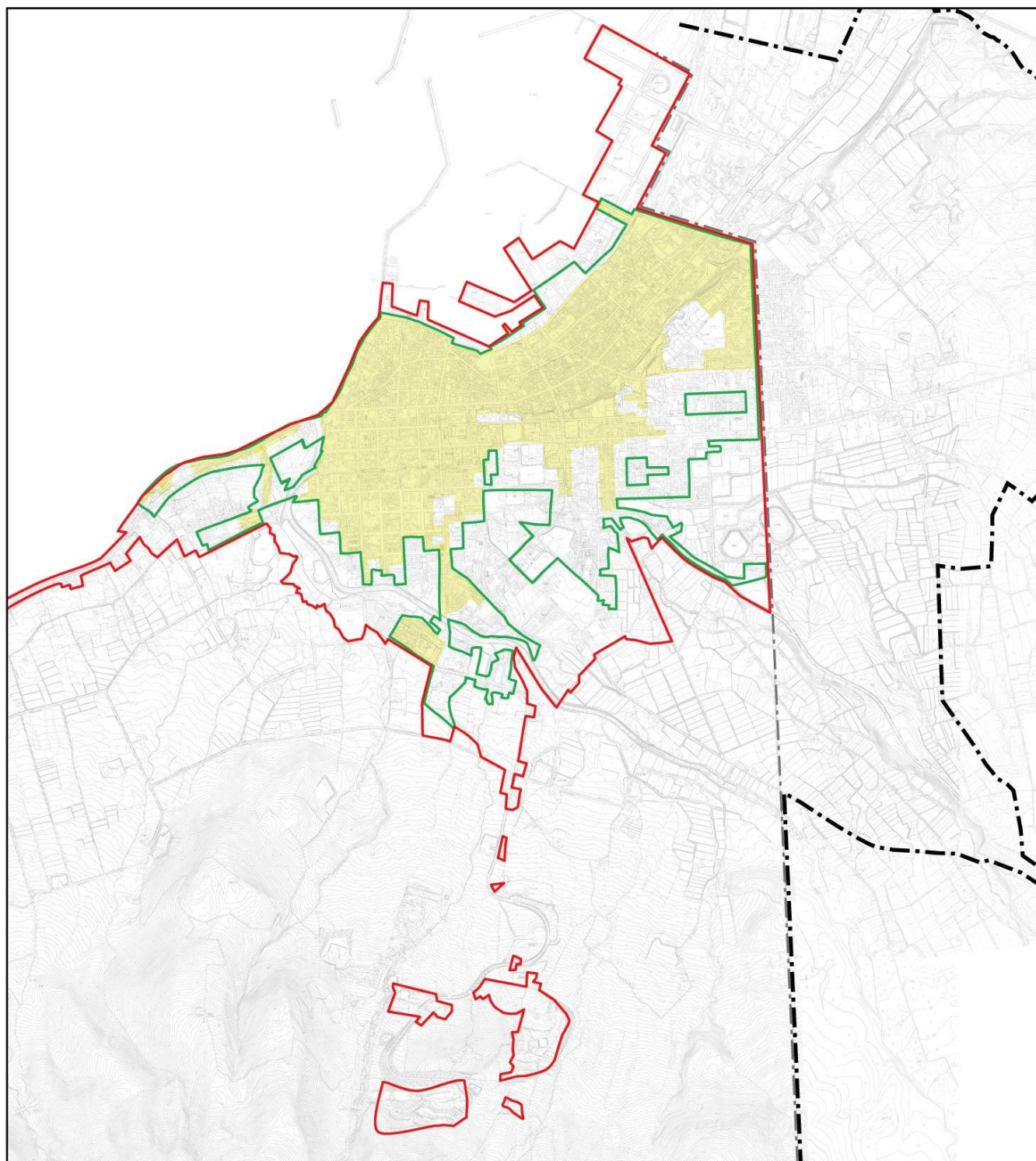
- |          |          |               |
|----------|----------|---------------|
| ① 汐見公園   | ⑨ あかしや公園 | ⑰ 風っ子公園       |
| ② 御崎公園   | ⑩ みずしま公園 | ⑱ 東山公園        |
| ③ 橋公園    | ⑪ みどり公園  | ⑲ いわないマリンパーク  |
| ④ 大和公園   | ⑫ 大浜公園   | ⑳ いわないリゾートパーク |
| ⑤ うきよ公園  | ⑬ かもめ公園  | ㉑ 岩内運動公園      |
| ⑥ 万代公園   | ⑭ はまなす公園 | ㉒ 含翠園         |
| ⑦ おもない公園 | ⑮ きよみず公園 | ㉓ 岩内墓園        |
| ⑧ 旭公園    | ⑯ 相生公園   |               |

- 都市計画公園等整備状況
- |  |             |
|--|-------------|
|  | 行政区域        |
|  | 都市計画区域      |
|  | 用途地域        |
|  | 都市計画公園（供用済） |
|  | 都市計画公園（未供用） |
|  | 都市計画墓園      |



資料：岩内町調べ（平成 26 年 12 月末現在）





--- 行政区域

-.-.- 都市計画区域

全体計画エリア

認可計画エリア  
(認可期間 平成27年度まで)

既整備区域 (平成25年度末)

## 下水道計画図



0 200 500 1000M

資料：岩内町調べ（平成 26 年 3 月末現在）

#### （５）市場

本町の漁業ふ頭には昭和54年7月12日に都市計画決定された0.7haの岩内郡漁業協同組合地方卸売市場があり、供用済である。

#### （６）火葬場

本町の南部には平成7年2月28日に都市計画決定された1.4haの岩内町霊苑があり、供用済である。

#### （７）一般廃棄物処理施設

本町の一般廃棄物処理施設は、2町2村による施設の稼働を行っているが、今後は道の定める「北海道廃棄物処理計画」や「ごみ処理の広域化計画」及び岩内地方衛生組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき、最終処分場（都市計画決定済）及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る予定である。

## 6. 住宅の状況

### (1) 住宅の所有状況

平成22年における住宅に住む一般世帯の持ち家比率は54.9%、公営借家は19.4%、民営借家は19.2%、給与借家は4.8%、間借りは1.7%となっている。

平成2年以降の推移をみると、持ち家、民営借家比率は年々増加傾向にあるが、公営借家、給与住宅は減少もしくは横ばい傾向にある。

全道の比率と比較すると、持ち家、給与住宅、間借り比率は同水準にあるが、公営借家は高い比率を、民営借家は低い比率を示している。

全道と比較して、公営借家率が高い主な原因は、昭和29年の大火後に多くの町営住宅等が建設されたことが大きな原因と考えられる。

図 住宅所有関係別住宅に住む一般世帯数の推移

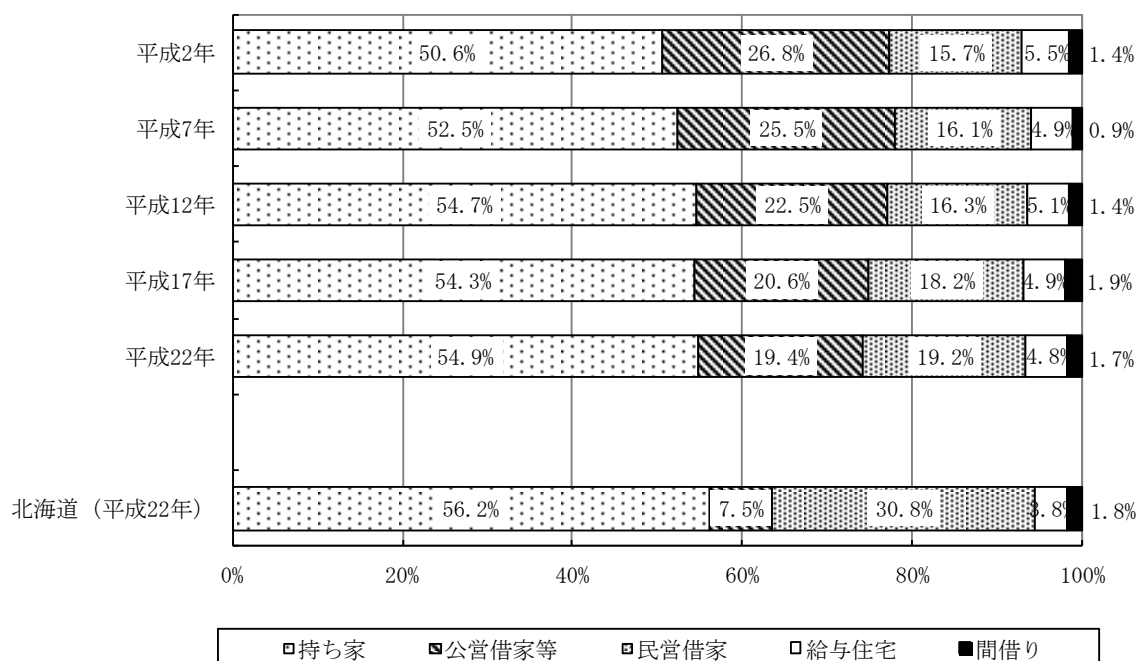


表 住宅所有関係別住宅に住む一般世帯の推移

| 項目<br>区分      | 平成2年        |        | 平成7年        |        | 平成12年       |        | 平成17年       |        | 平成22年       |        | 北海道(平成22年)  |        |
|---------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
|               | 世帯数<br>(世帯) | 構成比    | 世帯数<br>(世帯) | 構成比    | 世帯数<br>(世帯) | 構成比    | 世帯数<br>(世帯) | 構成比    | 世帯数<br>(世帯) | 構成比    | 世帯数<br>(世帯) | 構成比    |
| 住宅に住む<br>一般世帯 | 7,121       | 100.0% | 6,978       | 100.0% | 6,797       | 100.0% | 6,771       | 100.0% | 6,462       | 100.0% | 2,388,442   | 100.0% |
| 持ち家           | 3,601       | 50.6%  | 3,666       | 52.5%  | 3,716       | 54.7%  | 3,680       | 54.3%  | 3,548       | 54.9%  | 1,341,788   | 56.2%  |
| 公営借家等         | 1,910       | 26.8%  | 1,780       | 25.5%  | 1,532       | 22.5%  | 1,395       | 20.6%  | 1,251       | 19.4%  | 178,339     | 7.5%   |
| 民営借家          | 1,115       | 15.7%  | 1,122       | 16.1%  | 1,111       | 16.3%  | 1,233       | 18.2%  | 1,240       | 19.2%  | 735,027     | 30.8%  |
| 給与住宅          | 393         | 5.5%   | 344         | 4.9%   | 344         | 5.1%   | 333         | 4.9%   | 313         | 4.8%   | 91,432      | 3.8%   |
| 間借り           | 102         | 1.4%   | 66          | 0.9%   | 94          | 1.4%   | 130         | 1.9%   | 110         | 1.7%   | 41,856      | 1.8%   |

資料：国勢調査



## (2) 住宅の居住水準

### ①世帯当たりの住戸規模

平成17年では持ち家が118.7㎡で最も広く、次いで給与住宅71.1㎡、民営借家59.9㎡となっており、持ち家、民営借家、給与住宅は全道の平均値を上回っている一方で、公営借家は全道の平均値を若干下回っている状況にある。

表 世帯当たりの住戸規模の推移

(単位：㎡／世帯)

| 区分        | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 | 北海道(平成17年) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 住宅に住む一般世帯 | 77.9  | 81.2  | 89.2  | 90.4  | 86.5       |
| 持ち家       | 105.7 | 109.6 | 118.0 | 118.7 | 114.6      |
| 公営借家      | 43.2  | 42.4  | 45.1  | 51.4  | 53.7       |
| 民営借家      | 56.0  | 54.9  | 61.9  | 59.9  | 47.1       |
| 給与住宅      | 63.5  | 73.0  | 74.0  | 71.1  | 64.7       |
| 間借り       | 40.1  | 38.4  | 48.6  | 46.8  | 49.3       |

資料：国勢調査

### ②1人当たりの住戸規模

平成17年における1人当たりの住戸規模は、持ち家で48.1㎡、公営借家25.7㎡、民営借家28.1㎡、給与住宅38.2㎡となっており、北海道の平均値を上回っている。

1人当たりの住戸規模の推移をみると、全ての所有関係において増加傾向にある。

表 1人当たりの住戸規模の推移

(単位：㎡／人)

| 区分        | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 北海道(平成17年) |
|-----------|------|------|-------|-------|------------|
| 住宅に住む一般世帯 | 29.2 | 32.3 | 37.3  | 39.7  | 37.2       |
| 持ち家       | 36.2 | 39.3 | 44.9  | 48.1  | 43.3       |
| 公営借家      | 17.8 | 19.3 | 21.8  | 25.7  | 25.0       |
| 民営借家      | 24.4 | 24.5 | 28.7  | 28.1  | 26.3       |
| 給与住宅      | 24.4 | 32.5 | 35.4  | 38.2  | 29.1       |
| 間借り       | 15.4 | 15.7 | 21.2  | 21.5  | 23.0       |

資料：国勢調査

### (3) 町営住宅等

#### ①町営住宅の概況

平成26年12月末現在の町営住宅の管理戸数は1,540戸で、その内訳は、町営1,068戸、改良472戸となっている。

管理戸数の多い団地は、順に東山団地（300戸）、東相生団地（208戸）、東宮園団地（200戸）となっている。

簡易耐火構造の住宅（簡平、簡2）の多くは耐用年限を経過している状況にある。

表 町営住宅一覧

| 団地名   | 管理戸数(戸) |     | 構造(戸) |     |     | 合計(戸) |
|-------|---------|-----|-------|-----|-----|-------|
|       | 町営      | 改良  | 簡平    | 簡2  | 耐火  |       |
| 東山    | 300     |     |       |     | 300 | 300   |
| みどりヶ丘 |         | 164 |       | 164 |     | 164   |
| 大浜    |         | 32  |       |     | 32  | 32    |
| 栄     | 56      |     |       |     | 56  | 56    |
| 南栄    | 104     |     | 98    | 6   |     | 104   |
| 高台    | 8       |     | 8     |     |     | 8     |
| 東相生   | 32      | 176 | 32    | 176 |     | 208   |
| 相生1号棟 | 24      |     |       |     | 24  | 24    |
| 相生2号棟 | 24      |     |       |     | 24  | 24    |
| 相生    |         | 50  |       | 50  |     | 50    |
| 西相生   | 32      |     | 32    |     |     | 32    |
| 東宮園   | 200     |     | 16    |     | 184 | 200   |
| 宮園    | 84      |     | 84    |     |     | 84    |
| 島野B   | 56      | 50  | 56    | 50  |     | 106   |
| 島野D   | 12      |     | 12    |     |     | 12    |
| 島野    | 20      |     | 20    |     |     | 20    |
| 野束    | 92      |     | 92    |     |     | 92    |
| 野束1号棟 | 24      |     |       |     | 24  | 24    |
| 合計    | 1,068   | 472 | 450   | 446 | 644 | 1,540 |

資料：岩内町調べ（平成26年12月末現在）

#### ②道営住宅の概況

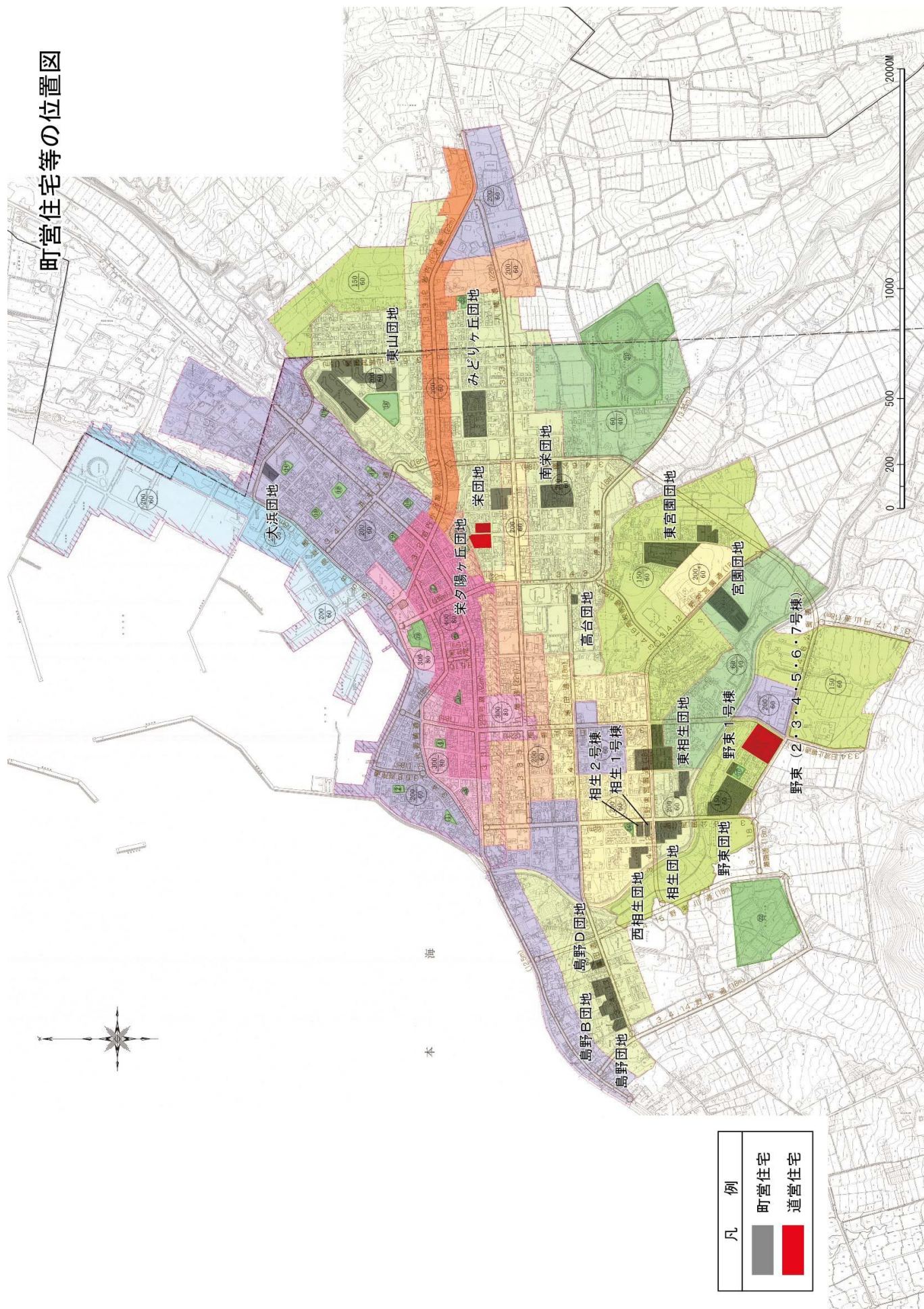
平成26年12月末現在の道営住宅の管理戸数は124戸であり、野束2,3,4,5,6,7号棟で104戸、栄夕陽ヶ丘で20戸となっている。

表 道営住宅一覧

| 団地名             | 管理戸数(戸) |    | 構造(戸) |     | 合計(戸) |
|-----------------|---------|----|-------|-----|-------|
|                 | 道営      | 改良 | 木平    | 耐火  |       |
| 野束2.3.4.5.6.7号棟 | 104     |    |       | 104 | 104   |
| 栄夕陽ヶ丘           | 20      |    | 20    |     | 20    |
| 合計              | 124     |    | 20    | 104 | 124   |

資料：岩内町調べ（平成26年12月末現在）

# 町営住宅等の位置図





## 7. 生活関連施設の整備状況

### （１）文化・歴史的施設

文化施設としては岩内地方文化センター（公民館、図書室含む）、木田金次郎美術館のほか、旧中央小学校校舎を活用した岩内町地域交流センター、民間施設であるが円山地区に荒井記念美術館（コンサートホール含む）が立地している。

歴史的施設の多くは岩内大火で大半が焼失したが、郷土館のほか岩内神社や帰厚院の大仏等の寺社仏閣、運上屋記念ドームや夏目漱石記念碑等の各種史跡、東山縄文遺跡等の文化財が残っている。

### （２）教育施設

学校教育施設としては幼稚園が２ヵ所、小学校が２ヵ所、中学校が２ヵ所のほか高校が１ヵ所立地している。その他の教育・研究施設としては、岩内地域人材開発センターが立地している。

### （３）官公庁施設

周辺町村の中心都市として岩内警察署、岩内郵便局、岩内消防署、岩内簡易裁判所、札幌地方裁判所岩内支部、札幌家庭裁判所岩内支部、岩内保健所、小樽開発建設部岩内道路事務所、岩内公共職業安定所などが立地している。このほか、岩内町役場の移転整備が行われている。

### （４）福祉・医療・厚生施設等

福祉施設としては保育所が３ヵ所、老人福祉施設（岩内ふれ愛の郷等）、働く婦人の家、老人福祉センター、岩内厚生園等が立地している。医療施設としては、岩内協会病院、各種診療所、歯科医が立地している。

厚生・運動施設としては岩内町民プールや旧中央小学校体育館を活用した岩内町民体育館等が立地しているほか、円山地区にはスキー場やパークゴルフ場、森林公園、オートキャンプ場等が整備されている。

### （５）その他の施設

マリンプラザにはバスターミナルのほか、道の駅いわない（たら丸館）、岩内商工会議所、タラ丸市場等が立地している。

大規模な町営住宅等の団地には各集会所が整備されているほか、市街地南部には工場（日本アスパラガス）が立地している。また、岩内新港には、岩内郡漁業協同組合及び卸売市場、水道関連製品、産業用機械器具賃貸・販売、電子部品、製材・木製品など各種工場等が立地している。

# 生活関連施設の整備状況図 (用途地域内)

## 文化・歴史的施設

- ① 岩内地方文化センター
- ② 木田堂次郎美術館
- ③ 郷土館
- ④ 岩内町地域交流センター
- ⑤ 蓮上屋記念ホール
- ⑥ 夏目漱石記念碑
- ⑦ 東山縄文遺跡
- ⑧ アスバハラガク祭の地記念碑
- ⑨ 野生ホップ発見の地記念碑
- ⑩ 倉翠園

## 教育施設

- ① 岩内幼稚園
- ② 高田幼稚園
- ③ 東小学校
- ④ 西小学校
- ⑤ 第1中学校
- ⑥ 第2中学校
- ⑦ 岩内地域人材開発センター
- ⑧ 岩内高校

## 寺社

- ① 阿彌陀寺
- ② 本弘寺
- ③ 願成寺
- ④ 光照寺
- ⑤ 蓮華寺
- ⑥ 全修寺
- ⑦ 桐原院
- ⑧ 智恵光寺
- ⑨ 岩内神社
- ⑩ 金刀比羅神社
- ⑪ 地藏寺

## 官公庁施設

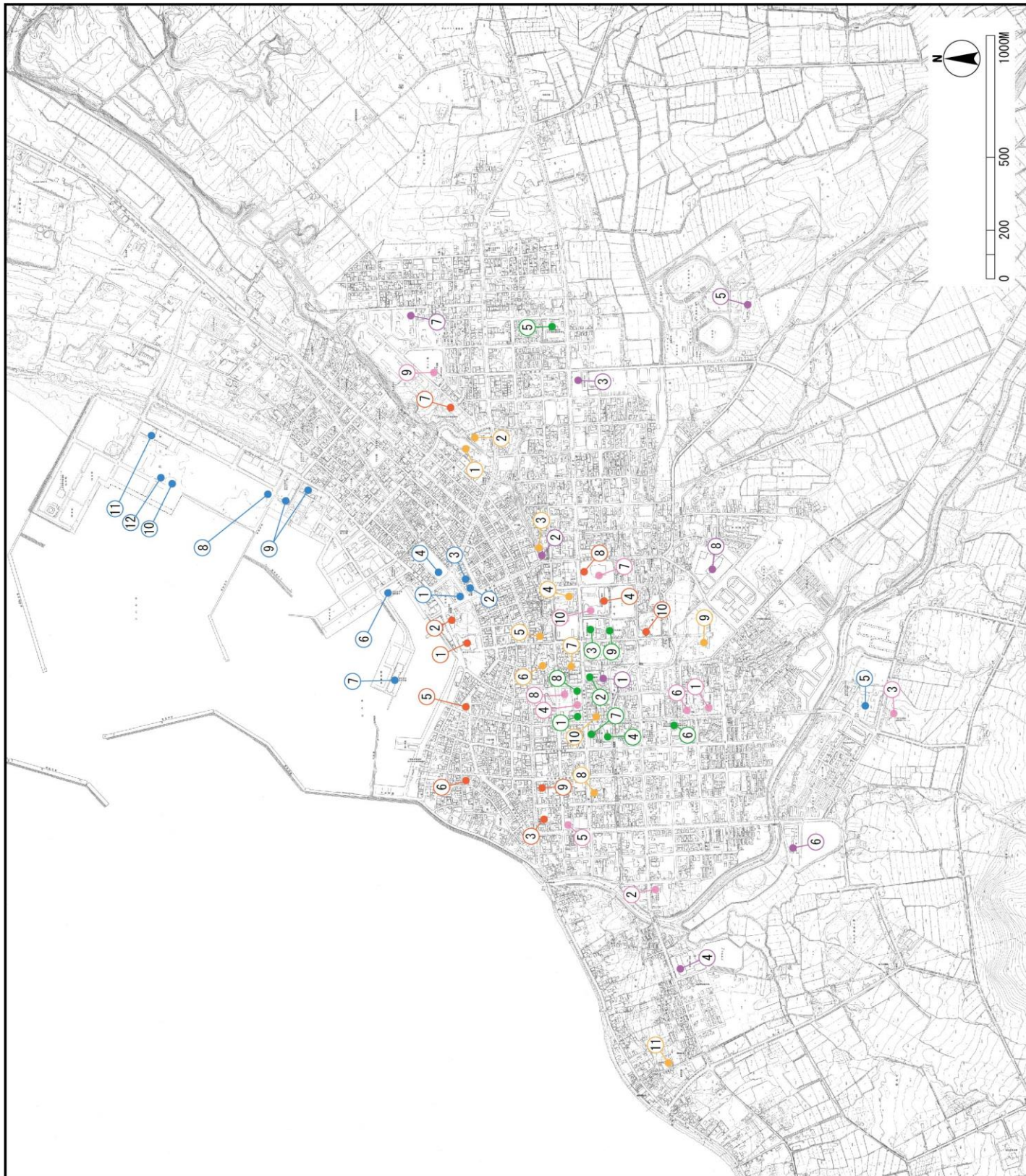
- ① 岩内警察署
- ② 岩内郵便局
- ③ 岩内簡易裁判所
- ④ 岩内地方裁判所(岩内支部)
- ⑤ 札幌家庭裁判所(岩内支部)
- ⑥ 岩内保健所
- ⑦ 小樽開発建設部岩内道路事務所
- ⑧ 岩内公共職業安定所
- ⑨ 岩内町役場
- ⑩ 岩内消防署
- ⑪ 岩内区役所・札幌地方検察庁岩内支局

## 福祉・医療・厚生施設等

- ① 中央保育園
- ② 西保育園
- ③ 老人福祉施設(岩内ふれあいの園等)
- ④ 働く婦人の家
- ⑤ 老人福祉センター
- ⑥ 岩内厚生園
- ⑦ 岩内協全福祉院
- ⑧ 岩内町民プール
- ⑨ 東山保育園
- ⑩ 岩内町民体育館

## その他の施設(企業等)

- ① バスターミナル
- ② 道の駅いわい(たら丸館)
- ③ 岩内商工会館
- ④ タラ丸市場
- ⑤ 清涼飲料製造
- ⑥ 岩内郡農業協同組合
- ⑦ 岩内郡農業協同組合地方卸売市場
- ⑧ 岩内町地場産物センター
- ⑨ 食材・木製品製造
- ⑩ 水産物運搬品製造
- ⑪ 産業用機械器具製造
- ⑫ 電子部品製造



## 8. 上位・関連計画

### (1) 新たな岩内町総合計画

本計画は、岩内町のまちづくりにおける最も上位に位置づけられる計画であり、「基本構想」と「基本計画」で構成される。（計画期間：平成21年度から平成30年度までの10年間）

以下に、関連部分について抜粋する。

#### ■基本構想－土地利用の方針

人口の減少、少子高齢化や分権型社会の急速な進展、さらには長引く経済不況など、社会・経済環境が非常に厳しい状況にあります。このため、本町の将来の土地利用のあり方においては、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、様々な地域資源を活用した都市づくり、高齢者に配慮した生活環境の整備、さらには、温暖化対策が世界規模で求められていることから、環境にやさしい都市づくり、これらを主なテーマとしながら都市づくりを進めます。

また、地域のコミュニティや生産・生活活動に合わせた、バランスの良い生活環境の整備を進め、良好な都市形成に努めます。

#### ●農業地域

中心市街地と岩内岳山麓を中心とする丘陵地の中間に位置する農業地域は、地理的要件から今後の拡大が難しいため、農用地の保全と有効利用を図るとともに、生産性の高い作物の栽培などによる農地利用を図ります。

#### ●中心市街地

商店、医療機関、金融機関、住宅等が集積し、生活機能をサポートする中心商業地であり、道の駅が設置されていることから、観光客が最初に訪れる地域です。

しかし、郊外の大店への消費の流出による商店街の空洞化、さらには観光施設などの機能充実といった課題もあることから、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら計画的な整備が必要となっています。

また、魅力ある商店街の再生を目指すとともに、民間活力等を活用した「街なか居住」の促進について検討します。

#### ●岩内港周辺地域

漁業基地や物流機能、さらには岩内港工業団地を中心とする工業機能を有しており、漁業関連施設と一体となった有効利用について検討します。特に、岩内港工業団地については、企業立地の促進を図るため、地域資源としての深層水のPR、企業立地を促進させる誘致条件等の検討を行います。



### ●郊外地域

中心市街地と農業地域に挟まれたこの地区は、良好な住宅地域であり、既存の住環境の保全を図るとともに、未利用地や公営住宅跡地等を活用したバランスのとれた住宅地等の形成促進に努めます。

また、福祉施設が立地している円山地域に近接する地区は、福祉拠点地区と位置付け、周辺環境の保全に努めます。

### ●円山地域

この地域は、民間宿泊施設、オートキャンプ場、森林公園などが整備され、近年は民間別荘の開発も進んでおり、高原リゾート地としての機能を有しています。この地域は、本町の中でも緑の資源が豊富な地域であり、自然環境の維持・保全を図りながら、野外レクリエーション活動の場として、環境と自然との調和に努めます。

### ■基本構想－都市基盤、生活環境の整備

都市基盤、生活環境の整備には、道路、港湾の整備や公園・緑地、上下水道などの居住環境の整備が含まれ、都市の骨格形成や生活利便性の向上に重要な役割を担うものであり、まちづくりの基盤を築くものです。

さらに、産業振興に影響を及ぼす大消費地とのアクセスや、高齢化社会の進行にともない、今後増加が予想される自力での移動手段をもたない交通弱者への対応など、町内外の交通体系の検討が必要となっています

これからの都市基盤、生活環境整備の方向性は、こういった住民生活の多様化・高齢化の背景を十分に認識し、「うるおい」「ゆとり」「バリアフリー」「環境」をキーワードとした、協働の理念を活かした豊かで住みよいまちづくりを目指す必要があります。

## ●都市基盤の整備

### ①交通体系の整備

高規格幹線道路や一般国道の整備は、地域経済の活性化や住民が安心して暮らすことができる都市基盤を実現するためには重要な施策です。

平成17年から工事が始まった一般国道276号「岩内共和道路」の早期供用開始、北海道横断自動車道の黒松内～小樽間の早期整備実現を引き続き、国等に働きかけていきます。

急速な高齢化社会の進行により、身近な移動手段であるバス等の公共交通機関の役割はその比重を増しています。

バス路線沿線町村と連携し、国、道に地域の実情に即した支援を要請していくとともに、通院、通学、買い物などの利用者の利便性の向上を図り、民間事業者と連携し、新たなバス運行ルートについての検討を進めます。

### ②生活関連道路の整備

本町の都市計画道路及び住民の日常生活に深く係わる町道については、整備水準が低いものとなっています。今後とも、下水道整備と連動しながら、市街地の発展動向及び域内・生活・通学路といった用途に沿った道路整備を進め、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー対策など安全・安心な道路空間づくりを進めます。

都市計画道路については、平成17年に策定された都市計画マスタープランに基づき、都市計画の骨格となる市街地の幹線道路を中心に整備を進めます。

整備を進めるにあたっては財源の確保という課題もあることから、将来の土地利用と整合性のとれた道路網の見直しと、道路幅員構成の見直しによる事業費の抑制を図る必要があります。従って今後は、事業化に合わせた都市計画の変更を行いながら都市計画道路の整備を進めます。

町道の整備については、整備水準の低い、主に国道229号以南の町道について防じん舗装の修繕、改良、舗装整備を進めます。

### ③港湾の整備

岩内港については、基本的な物流機能を維持するための越波対策・老朽化対策を行い、埠頭用地や臨港地区の土地利用を図りながら、沿岸域の水産資源の確保と安定供給による、水産物の付加価値向上対策と連動した水産協調型の港湾施設整備を図ります。

また、岩内港における海上輸送の拡大を進めるとともに、新たな企業立地を図りながら港湾の活用を推進します。

## ●生活環境の整備

### ①公園・緑地の整備

都市計画マスタープランを基本として、自然や歴史を活かした特色ある都市公園の整備を推進します。

既存の街区公園等については、整備後かなり時間が経過し、少子高齢化などによる地区住民の年齢構成の変化から、公園に対する地区住民のニーズが変化しているため、これに応じた整備を図るとともに、住民、団体との協働を活かした整備・管理体制の構築を検討します。

新たな都市公園や緑地などの適正配置や整備を推進するため、緑の基本計画の策定に向けた検討を行い、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進します。

### ②上下水道の整備・推進

本町の水道施設は、老朽化が著しい現状であり、安全で安心な水を安定供給するため、早急に計画的な改修、整備を推進するとともに、給水区域内における未整備箇所については、積極的な整備を図ります。

下水道の整備は、市街地の発展や都市形成に変化をもたらし、経済活動に影響を与える都市基盤のひとつであり、特に生活環境の向上や豊かな自然の保全、公共用水域の水質保全を図る上から事業の推進を図ります。

併せて、岩内・共和下水道管理センターについては、岩内、共和両町の汚泥処理等の効率的な管理を目指し整備を図ります。

### ③町営住宅の整備と管理

町営住宅の整備と管理については、町営住宅ストック総合活用計画に基づき、将来人口の推計と財政状況を考慮し、将来需要に向けた計画的な建替え、住替え及び維持保全等を推進し、老朽化した町営住宅の除却・用途廃止を行い管理戸数の適正化を目指します。また、これと並行して民間活力の導入も含め、跡地の有効活用を促進するとともに、周辺地域を含めた中でのコミュニティ形成を促し、地域住民が安心して暮らせる住環境の整備を図ります。



#### ④ごみ処理体制の確立

平成20年6月から実施された「家庭系ごみの有料化」を契機として、ごみや環境に対する住民一人一人の意識の高揚を促し、自主的なごみ減量化と資源化への取り組みを推進します。

今後のごみ処理の適正かつ効率的な推進を図るため、より一層の広域処理体制の確立を目指します。

#### ⑤防災体制の充実

防災体制の充実については、人的・物的な防災体制の確立と、防災従事者の業務の習熟に努めながら、住民への防災知識の普及や防災意識の高揚を図るため、広報活動の積極的な展開を図ります。

さらに、災害の発生に備え、災害時要援護者の避難支援体制の確立に努めるとともに、泊発電所の安全確保と監視体制の強化・充実を事業者及び関係機関に求めます。

#### ⑥墓地管理の適正化

町が管理する墓地は、東山墓地、岩内墓園、島野墓地の3ヵ所であり、現在、新規の使用許可を行っているのは、岩内墓園のみとなっています。今後は、住民要望も踏まえ、より現状に即した管理が可能となるよう条例整備等の検討など、利便性の向上に努めます。

## ■土地利用－具体的な個別施策

### ●農業地域

- ①農業振興地域内の農用地については、農業者の利用実態に合わせた見直しを行い、土地の保全と有効利用を図るとともに、生産性の高い作物による農地利用を進めます。
- ②増加傾向にある遊休農地については、今後休耕農地となり近隣農地に悪影響を及ぼすことから、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農地利用の集積を促進します。
- ③その他の農業地域については、山林地と農地及び住宅地の緩衝地帯として、野生動物被害を防止する視点を含め有効な保全に努めます。

### ●郊外地域（住宅地の形成）

- ①町営住宅やオープンスペースを有する宮園地区及び野東川以南と以西の野東地区は、良好な自然環境を活かした静かで落ち着いたある低層住宅、中層住宅として良好な住環境の保全に努めます。
- ②中心市街地に近く、大規模な町営住宅団地が立地する東山地区及び栄地区は、交通条件に恵まれた利便性の高い中層住宅地として住環境の保全に努めます。
- ③大規模町営住宅団地として建替整備された東宮園団地や東山団地及び町営・道営住宅の野東団地等については、良好な住環境の維持保全に努めるとともに、引き続き栄団地の建替整備を推進します。
- ④今後計画的に除却・用途廃止される町営住宅跡地は、移住の受け入れも視野に入れた民間による開発も含め、効率的で利便性の高い住宅地等の形成が図られるよう住環境の整備に努めます。
- ⑤円山地域に近接する福祉施設が立地している地区については、福祉拠点地区として周辺環境の保全に努めます。

### ●中心市街地（商業地の形成）

- ①国道229号を軸とする商業地域については、既存の商業集積を活かした中心市街地として、今後も商業・サービス機能等の集積を図ります。
- ②本地域は近年、人口・世帯数の減少や空き店舗の増加等により活力の低下が見られることから、民間等の活力による誰もが安心して便利に暮らすことのできる「街なか居住」の促進を図るとともに、住民が交流し、にぎわいを創出できるような公共施設や店舗等の導入を目指します。
- ③道の駅やタラ丸市場の密接な連携を図ることによって、観光客や来町者が気軽に買い物等を楽しめるような商業地形成に努めるとともに、飲食、文化施設、歴史遺産等との連携を強化し、回遊性や多様性のある中心市街地の形成に努めます。

- ④商業者自らが行う空き地を活用した駐車場の整備や、空き店舗を活用した特色ある活動の拠点づくりと国道の緑化空間を活用した花の植栽を促進します。にぎわいと活力のある商店街の再生を目指すために、ソフトやハード面の施策展開について、商業者とともに計画的な検討を行います。
- ⑤国道から分岐した岩内小沢線（国道276号）沿線は、交通の利便性を活かした各種沿道サービスの立地促進を図るとともに、中心市街地への導入アクセスとなることから、魅力ある各種サービス機能の集積に努めます。

#### ●岩内港周辺地域（港湾活用と工業地区の形成）

- ①港湾背後の大浜地区や大和・御崎地区は、水産加工場や倉庫・運輸施設等が住宅と混在する軽工業地としての形成に努めます。
- ②漁港や漁業関連施設の立地する地区は、深層水を活用した漁業関連施設の整備や特色あるみなとまちとしての形成を図り、工場や港湾施設及び物流施設の立地する地区は、今後も港湾関連の流通業務施設や工場の立地を促進すべき地区として、効率的な土地利用を目指します。
- ③新規誘致企業の立地する工業地区は、地場産業サポートセンターを中心として深層水関連の新規企業の立地が図られる土地利用を目指します。

#### ●円山地域

- ①円山地域周辺は、農用地域や森林地域の保全を図る中で、既存民間施設やレクリエーション施設等の有効活用や森林公園を含めた自然環境の保全・活用に努めます。
- ②市街地南部の野東清住線の沿線住宅等の立地については、可能な限り計画的な土地利用の誘導を図ります。既設別荘地については、移住受け入れ住宅としての活用もできることから、今後建物用途の混在による住環境の悪化を防ぐため、居住者が主体となった地区計画制度の導入や、特定用途制限地域の指定について検討します。
- ③機械部品製造業が立地する地区は、周辺の自然環境を活かした先端技術産業や、工芸品等の周辺環境に悪影響を及ぼさない企業立地の促進を図ります。



### ●その他特色ある拠点の形成

- ①寺社や歴史的文化遺産が集積する岩ヶ嶺通や神社通を軸とする地区を特色ある交流拠点として、環境整備や歴史的遺産の保全に努めます。
- ②八幡通を軸とする行政・業務地区は、各種行政・業務生活関連施設の集積を図るほか、敷地内の緑化を促進し、緑豊かな空間づくりを目指します。
- ③飲料水製造工場やし尿処理施設の立地する野東地区は、これらの施設利用に限定されていることから、周辺地域の環境対策に配慮した軽工業地としての形成に努めます。
- ④野東、敷島内を含む西部地区については、下水道整備と連動して、都市計画道路（国道229号線）整備など、住環境の保全を含めた生活環境の整備が図られるよう、関係機関と協議を進めます。

### ■交通体系の整備－具体的な個別施策

- ①一般国道276号「岩内共和道路」の早期供用開始に努めます。
- ②北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の早期整備の実現に努めます。
- ③住民の利便性の向上を図るため、新たなバス運行ルートを含めた対応策について、バス事業者等と協議・検討を進めます。

### ■道路の整備－具体的な個別施策

#### ①都市計画道路の変更

将来の土地利用と整合性のとれた道路網の整備推進は必要であり、そのため、整備の優先度が高く整備実施可能な道路については、幅員構成等の見直しを行うための都市計画変更を行います。

#### ②都市計画道路の整備

都市計画道路として、国道229号線及び停車場通、高校前通、薄田通の整備を推進します。

#### ③生活関連道路の整備

- ・町道の防じん舗装の摩耗及び老朽化対策を推進
- ・町道の砂利道舗装化の計画的な推進
- ・臨港道路の摩耗及び老朽化対策の計画的な実施
- ・橋りょうの長寿命化修繕計画の策定

### ■公園・緑地の整備－具体的な個別施策

- ①中心市街地における各街区公園については、役割や位置付けを整理した上で、必要に応じてこれらの再整備を図ります。
- ②町営住宅の除却、用途廃止による跡地を活用した計画的な住宅地整備に併せ、緑の基本計画の作成に向けた検討を行い、身近で良好な、誰もが安心して利用できる公園などの配置、整備を進めます。
- ③公園や公共施設を結ぶ歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ④公園施設については、老朽化した遊具などによる人身事故を未然に防ぐため、点検整備や住民ニーズに応じて必要な更新を図り、適正な管理に努めます。
- ⑤街区公園の管理については、身近に利用する住民が中心となり、町内会や地域団体による公園の管理に向けた検討を進めます。
- ⑥リゾートパークオートキャンプ場については、利用者アンケート調査等の結果を踏まえ、使用環境の改善を図るためのコテージの内装改修などを図ります。
- ⑦新港地区の緑地については、港における住民の憩いの場として維持保全を図ります。
- ⑧野東川や運上屋川などの自然に恵まれた良好な河川の維持を図り、川とのふれあいや観察などを楽しめるような河畔空間の保全に努めます。
- ⑨市街地内の緑豊かなオープンスペースを形成している地区については、良好な緑地空間として保全、活用を図ります。

### ■下水道の整備－具体的な個別施策

- ①公共用水域の水質保全に必要な事業としての啓発を図ります。
- ②普及率の向上による下水道事業会計の健全化を図るため、下水道事業による生活環境の快適さのPRを実施します。
  - ・水洗化のための補助制度及び融資あっせん制度の周知、活用
- ③岩内・共和下水道管理センターの整備については、今後の汚水処理量の増加に対応し、安定した処理を図るため、水処理施設の増設及び発電機の設置を検討します。

### ■町営住宅の整備－具体的な個別施策

- ①栄団地は平成21年～24年の間において、2棟56戸の建替整備を行います。また、建替整備や町道の整備に併せて、民間による町営住宅跡地を利用した利便性の高い戸建住宅地や民間賃貸住宅に向けた整備を図ります。
- ②老朽化住宅については、平成24年までに災害復旧住宅（相生、西宮園、島野団地）の84戸、平成29年までに東相生（簡2）、相生（簡2）団地の127戸を移転し、順次除却を進め、用途廃止を行います。
- ③耐火構造の町営住宅は、長期利用を図るため修繕計画を策定し、住替事業及び計画的な公募の受け皿として活用します。
- ④地域住民や入居者同士が相互に健康づくりや生きがいを持てる生活環境の整備に努めます。

## ■ごみ処理対策－具体的な個別施策（抜粋）

### ①広域ごみ処理場

南後志地域廃棄物処理連絡協議会でのごみ処理計画を踏まえ、将来的な処理施設の整備を検討します

- ・構成町村と岩内地方衛生組合との取り組みの確認
- ・岩内地方衛生組合と他の衛生組合との共同処理体制の検討

### ②新たな一般廃棄物最終処分場の建設

岩内地方衛生組合を中心に、関係町村と連携しながら、新たな一般廃棄物最終処分場建設計画を進めます。

## ■墓地管理の適正化－具体的な個別施策

現在、東山墓地、島野墓地の管理については、岩内町墓園条例の規定に準拠しており、今後、一層の適正化を図るための条例等の整備を図ります。

## ■防災体制の充実－具体的な個別施策（抜粋）

### ①避難環境の整備

避難施設の安全性を向上させるため、各施設の耐震化に取り組むとともに、避難施設への迅速かつ適切な救援物資の供給体制の整備を図ります。

### ②冬季避難ルートの確保

除雪、排雪を徹底し、冬季における避難ルートの確保を図ります。

## ■商業の振興－具体的な個別施策（抜粋）

### ①魅力ある個店づくりによる商店街の活性化

商店街を形成する各個店が、地域資源などを活用した魅力ある商品・サービスを提供することにより、商店街全体の魅力の向上を目指します。

- ・新商品、新サービスの開発支援（町の支援補助金等の活用）

### ②少子高齢化社会に対応した商店街形成

人口減少、少子高齢化を考慮し、子育てコミュニティや高齢者コミュニティ機能を併せ持ち、子育て世代や高齢者に配慮したコンパクトで環境にやさしく、安心してゆとりを持ちながら買い物を楽しめる商店街の形成を図ります。

- ・空き店舗対策と連携したコミュニティスペースの確保と展開

### ③街なかのにぎわいを創出

中心市街地における各個店、商店街、関係団体との連携を深め、観光とも連動した「岩内らしさ」をPRできる集客力の高いイベント開催等により、商店街全体のにぎわいを創出します。

- ・街なか活性化事業の推進
- ・商店街活性化事業等の活用

## ■観光の振興－具体的な個別施策

### ①地域資源を活かした観光情報の発信

観光協会と連携を図りながら、新たな観光資源の発掘、既存資源の見直し、背景、歴史を含めた新たな角度からの観光情報の整理を行い、情報の集約発信ができる環境をつくります。

- ・新たな視点（歴史、文化、自然、食など）を盛り込んだ観光情報誌の作成
- ・マスコットキャラクターたら丸の活用

### ②にぎわいと地場産業の連動

祭事、観光イベント、商店街イベント等のにぎわいを地場産業の振興につなげる施策の構築を図ります。

- ・行事情報の収集発信
- ・にぎわいづくりのための体制整備の検討

### ③観光客ニーズに応じた受け入れ体制の再整備

郷土の自慢やイベント、道路情報、観光客が求めるタイムリーな情報を集約し、常時発信できるシステムの向上を図ります。

- ・新しい観光ニーズに対応するための研修会の開催支援
- ・観光客に好まれる食事、おみやげの開発支援

### ④「ふれあい」と「きめ細やかなもてなし」の醸成

郷土を愛する地元観光ボランティアの創出を図るとともに、観光へのさらなる意識の高揚を図ります。

- ・観光ボランティアガイドの育成
- ・岩内を知るための研修会、見学会の実施

### ⑤エリア別観光振興

#### ○街なか地区（中心市街地）

- ・情報発信拠点としての「道の駅」の再構築
- ・名産品リストの拡充、観光ルート情報の集約発信

#### ○円山地区

- ・新たな泉源の掘削
- ・安らぎ、リフレッシュが体験できる環境づくりの支援
- ・長期滞在をテーマとした民間施設の協力体制づくりの推進

#### ○雷電地区

- ・自然景観をテーマとした観光フィールドの構築

### ⑥広域観光の推進

ニセコ圏、積丹圏、岩宇圏等それぞれの圏域での観光客の誘導と相互の連携・強化を図ります。

- ・広域観光ルートの拡充検討
- ・しりべしミュージアムロード事業の推進



## ■学校教育の充実－具体的な個別施策（抜粋）

### ①教育環境の整備

学習内容、学習形態に対応する施設・設備の整備及び小中学校施設の耐震性の向上を図るとともに、学校の適正配置の見直しを検討します。

- ・教材及び各種備品の計画的な整備
- ・小中学校の耐震診断及び耐震工事の実施
- ・学校の適正配置に向けた調査及び検討

## (2) 岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

本方針は、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域毎に北海道が定めた都市計画の基本的な方針である。(目標年次：平成32年)

以下に、関連部分について抜粋する。

なお、本方針については、平成27年度に見直しが予定されている。

### ■都市づくりの理念

岩内町では、「協働のまちづくり」、「地域資源の再認識・再活用によるまちづくり」を基本とし、「地域資源を活用した都市づくり」、「高齢者に配慮した生活環境の整備」、「地球環境に優しい都市づくり」を進めることとしている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

### ■主要用途の配置の方針

#### ①住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・専用住宅地は、岩内運動公園周辺及び野束川沿いの宮園地区に配置し、低層住宅を主体とし周辺の自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。
- ・一般住宅地は、商業業務地の周囲などに配置し、利便性の高さや住環境の保全が調和した中密度の住宅地の形成を図る。

#### ②商業業務地

- ・本区域の商業業務地は中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・3号停車場通（主要道道岩内洞爺線）との交差点を中心に3・3・1号229号線（国道229号）の沿道に配置し、近隣町村を商圏とする商業機能の集積や観光施設との連携を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・2号岩内小沢線（国道276号）の沿道に配置し、背後地の住宅地や沿道の利便性の向上を図る。

#### ③工業・流通業務地

- ・岩内港新港地区には専用工業地及び流通業務地を配置し、新たな企業立地や大規模工業施設、流通業務施設の立地に対応することにより、工業・物流機能の集積を図る。
- ・岩内港の背後地及び海岸沿いの地区には、一般工業地及び流通業務地を配置し、水産加工施設や流通業務施設の立地を図るとともに住環境の保全に配慮する。
- ・岩内港の工業・流通業務地には用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図るとともに、都市機能と港湾機能の連携により、港町らしいにぎわいの創出を図る。

## ■土地利用の方針

### ①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・大浜地区及び御崎地区については、住宅と水産加工場等が混在した土地利用が図られてきているが、今後も住環境の保全に配慮しながら住工混在の土地利用を維持する。

### ②居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・野束地区のうち道路が未整備の住宅地については、道路整備に併せて住環境の改善を図る。

### ③優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

### ④災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・灌水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制するとともに、災害を防止するために適正な措置を講じる。

### ⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地周辺の豊富な農地、森林は、環境維持のための緑地・治水・防災など公益的機能を果たしていることから、今後とも他の計画とも調整を図りつつ、その維持保全を図る。

### ⑥計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・岩内港において公有水面埋立事業が竣功した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図る。
- ・用途白地地域のうち、浜中地区の国道229号沿道については、無秩序な沿道土地利用が進みつつあることから、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。
- ・円山地区は、丘陵地の眺望を活かした別荘などの土地利用が無秩序に進んでいることから、特定用途制限地域等を定め、周辺環境の保全と土地利用の整序を図る。

### （３）岩内町住生活基本計画

本計画は、今後の住宅施策として必要となる取組みについての基本となる計画であり、岩内町の住宅施策の推進に資することを目的として策定したものである。（計画期間：平成24年度から平成33年度までの10年間）

以下に、関連部分について抜粋する。

#### ■子育てに配慮した住環境づくり

身近な公園づくりに対する高い要望や、地域別の公園の整備状況などの特性を踏まえ、公共用地などを活用して子どもが身近に安全に遊べる公園づくりを進めるとともに、主要施設等を繋ぐ安全に歩ける緑豊かなネットワークを構築するなど、住まいを取り巻く周辺における子育てを支援する住環境づくりを行う。

#### ■まちづくりとの連携による利便性の高い住まいづくり

定住人口の増加によるまちなかの活性化など、まちづくりとの連携を視野に入れ、空き店舗・空き地などの既存ストックの活用を含めて、まちなかにおける賃貸住宅整備に対する支援を検討する。

また、町営住宅の再編に伴う跡地の利用促進も含め、道路・公園・下水道など安全・快適かつ良質な住環境づくりのための都市基盤の整備に関する検討を行っていく。

#### ■持ち家の取得等に向けた環境づくり

岩内町内における高い定住意向等に対応する受け皿として、町営住宅跡地等においては、今後の岩内町における良好な定住環境づくりを先導していく、良質な宅地供給に資する道路や公園等の基盤整備に関する検討を行っていく。

また、民間賃貸住宅居住世帯における戸建住宅意向に対応するため、新築とともに中古住宅も含めた持ち家取得のための助成を検討する。

#### ■良好な住環境の保全

地域に誇りを持てる特色ある住環境の創出に向け、地区計画やまちづくり協定なども視野に入れ、良好な住宅地景観・住環境づくりのための誘導方策の検討を行う。

また、地域の景観上の阻害要因となっている、倒壊などの危険性を有する空き家について、解体支援等も含めた対応策の検討を行う。

花いっぱい運動花苗配布の継続実施や拡大など、住民主体の環境美化活動や景観づくり活動などへの支援を行う。



#### (4) 岩内町公営住宅等長寿命化計画

本計画は、町営住宅における老朽化団地の早期解消にあわせ、維持管理団地における適正な管理とともにコスト低減等を図ることを目的として策定したものである。(計画期間：平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間)

以下に、関連部分について抜粋する。

#### ■各団地・住棟の活用方針

岩内町においては、「用途廃止」と判定された老朽化の著しい町営住宅の解消が、最も優先的に取り組むべき喫緊の課題と考えられることから、用途廃止予定団地からの入居者の住替用住戸の確保を行っていくとともに、改善の必要な住棟においては、財政状況・緊急性・必要性等を勘案し、整備時期の調整について継続的に検討を行っていく。

表 3 次判定結果

| 団地名   | 合計棟数(棟) | 合計管理戸数(戸) | 区分 | 構造 | 階数 | 建設年度   | 棟数(棟) | 管理戸数(戸) | 3次判定結果         |                      |
|-------|---------|-----------|----|----|----|--------|-------|---------|----------------|----------------------|
|       |         |           |    |    |    |        |       |         | 3次判定           | 摘要                   |
| 東山    | 14      | 300       | 公営 | 耐火 | 4  | H10    | 1     | 32      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H10    | 1     | 8       | 個別改善(安全性確保型改善) |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | H11    | 1     | 32      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H11    | 1     | 8       | 個別改善(安全性確保型改善) |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H12    | 1     | 8       | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H12    | 1     | 8       | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 5  | H12    | 1     | 50      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H13    | 1     | 8       | 個別改善(安全性確保型改善) |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H13    | 1     | 8       | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H13    | 1     | 8       | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | H14    | 1     | 32      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 5  | H15    | 1     | 58      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | H16    | 1     | 32      | 個別改善(安全性確保型改善) |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H16    | 1     | 8       | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 2  | H16    | 1     | 8       | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
| 大浜    | 1       | 32        | 改良 | 耐火 | 4  | H20    | 1     | 32      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
| 栄     | 1       | 56        | 公営 | 耐火 | 4  | H22.24 | 1     | 56      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
| 相生1号棟 | 1       | 24        | 公営 | 耐火 | 4  | S55    | 1     | 24      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
| 相生2号棟 | 1       | 24        | 公営 | 耐火 | 4  | S56    | 1     | 24      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
| 東宮園   | 8       | 184       | 公営 | 耐火 | 4  | S61    | 1     | 16      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | S61    | 1     | 32      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 3  | S62    | 1     | 12      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | S62    | 1     | 32      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | S63    | 1     | 24      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | S63    | 1     | 32      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | H1     | 1     | 24      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
| 野東1号棟 | 1       | 24        | 公営 | 耐火 | 4  | H1     | 1     | 12      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | H1     | 1     | 12      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
|       |         |           | 公営 | 耐火 | 4  | H1     | 1     | 12      | 個別改善(長寿命化型改善)  |                      |
| 宮園    | 20      | 84        | 公営 | 簡平 | 1  | S49    | 7     | 28      | 修繕             | 住替用受け皿として、当面は維持管理が必要 |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S50    | 7     | 28      | 修繕             |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S51    | 6     | 28      | 修繕             |                      |
| 野東    | 23      | 92        | 公営 | 簡平 | 1  | S52    | 7     | 28      | 修繕             | 住替用受け皿として、当面は維持管理が必要 |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S53    | 5     | 20      | 修繕             |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S54    | 9     | 36      | 修繕             |                      |
| みどりヶ丘 | 35      | 164       | 公営 | 簡平 | 1  | S55    | 2     | 8       | 修繕             |                      |
|       |         |           | 改良 | 簡二 | 2  | S41    | 10    | 50      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 改良 | 簡二 | 2  | S42    | 22    | 100     | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 改良 | 簡二 | 2  | S43    | 3     | 14      | 用途廃止           |                      |
| 南栄    | 27      | 104       | 公営 | 簡二 | 2  | S37    | 1     | 6       | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S37    | 3     | 12      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S38    | 4     | 14      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S39    | 4     | 16      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S40    | 5     | 18      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S41    | 3     | 10      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S43    | 7     | 28      | 用途廃止           |                      |
| 高台    | 2       | 8         | 公営 | 簡平 | 1  | S46    | 2     | 8       | 用途廃止           |                      |
| 東相生   | 41      | 208       | 改良 | 簡二 | 2  | S43    | 16    | 86      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 改良 | 簡二 | 2  | S44    | 17    | 90      | 用途廃止           |                      |
| 相生    | 11      | 50        | 公営 | 簡平 | 1  | S48    | 8     | 32      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 改良 | 簡二 | 2  | S39    | 11    | 50      | 用途廃止           |                      |
| 西相生   | 6       | 32        | 公営 | 簡平 | 1  | S46    | 6     | 32      | 用途廃止           |                      |
| 東宮園   | 4       | 16        | 公営 | 簡平 | 1  | S44    | 4     | 16      | 用途廃止           |                      |
| 島野B   | 22      | 106       | 改良 | 簡二 | 2  | S40    | 9     | 50      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S45    | 6     | 24      | 用途廃止           |                      |
|       |         |           | 公営 | 簡平 | 1  | S47    | 7     | 32      | 用途廃止           |                      |
| 島野D   | 3       | 12        | 公営 | 簡平 | 1  | S45    | 3     | 12      | 用途廃止           |                      |

これら「用途廃止予定団地」から、「維持管理予定団地」への早急かつ円滑な入居者の住替を行う

## ■建替団地の整備エリアの検討

### ●「相生・野東南部・宮園エリア」の考え方

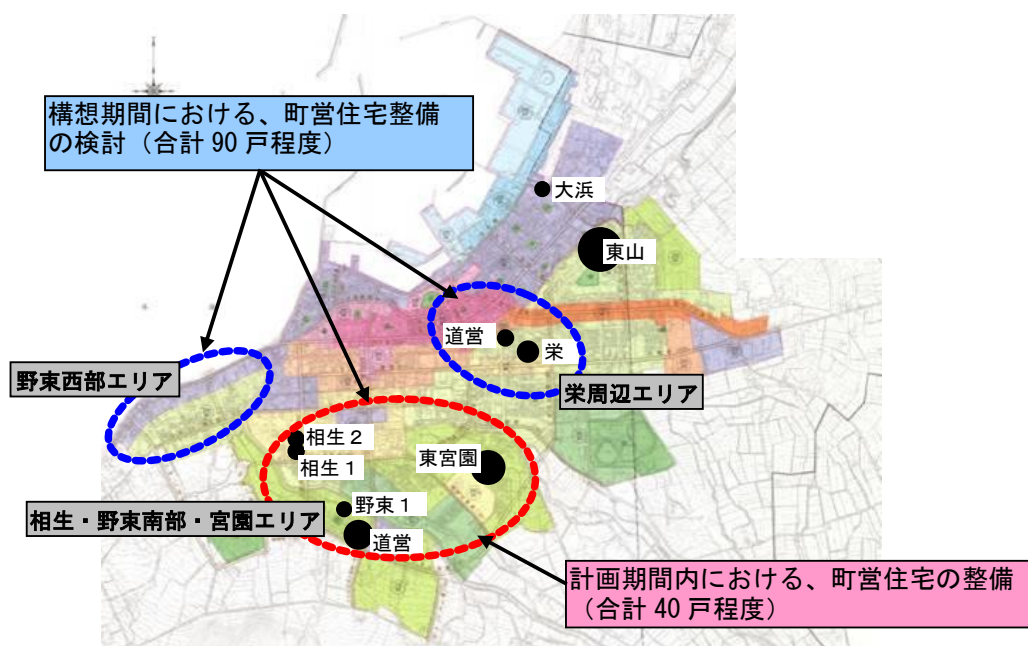
- ・全町の中でも特に用途廃止予定団地が多く立地しているエリアであり、今後は管理戸数の大幅な減少により地区コミュニティの変化が懸念される状況にある。
- ・用途廃止により、建替用地として活用可能な大規模用地が発生することなどから、計画期間においてはこれら用地の活用のもと、新たな町営住宅の整備を行うとともに、構想期間においても整備を検討する。
- ・住宅地として魅力のある地区づくりに向け、町営住宅の整備にあわせた地区のシンボルとなる公園や生活道路の整備なども検討を行っていく。

### ●「栄周辺エリア」の考え方

- ・岩内町の中心市街地や商業施設等が集積している八幡通に近く、また高次の医療施設がエリア内に立地しているなど、生活利便性の高い地区といえる。
- ・「まちなか居住」の推進などのまちづくり施策との連動により、中長期的視点での町営住宅のあり方を検討することとし、構想期間における整備を検討する。

### ●「野東西部エリア」の考え方

- ・入居者の需要、利便性、管理の効率化等の観点から、現在の当該エリアにおいては、当面は用途廃止団地の跡地を活用した定住施策の推進など、町営住宅以外の施策展開により地区の定住人口の維持・確保を促進していく。
- ・町営住宅については、地区環境整備の動向を見据えながら、構想期間内において整備のあり方について検討を行う。



#### （５）岩内町第６期高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画

本計画は、「地域包括ケア」の取組みを進め、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた岩内町で、継続して生活できるよう支援することを目的に策定したものである。（計画期間：平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間）

以下に、関連部分について抜粋する。

なお、本計画については、平成 27 年度に次期計画の策定が予定されている。

#### ■重点的な取り組みを検討する事項－高齢者の居住に係る施策との連携

##### ●高齢者がいつまでも暮らせる住まい・環境づくり

高齢者が安全に安心して日常生活を送るため、いつまでも暮らせる住まい・環境づくりとして、公営住宅や民間住宅、さらには周辺環境におけるバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの導入、コミュニティ施設の整備など、公営住宅・道路・公園・建築などハード部門との連携による高齢者に配慮した取組みを進めます。

また、ボランティア団体や民間業者等による高齢者世帯向けの除雪サービスの充実促進や、町道除排雪事業のきめ細かな実施に努めるとともに、高齢者のための緊急通報システムの普及や安否確認の電話サービス・訪問サービスの拡充、さらには、住宅改修への助成検討やサービス付き高齢者向け住宅の誘致など、ソフト施策の展開による高齢者の生活支援を図ります。

## （６）岩内町次世代育成支援行動計画

本計画は、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、次世代の親の育成、親子が利用しやすい生活環境の整備等の推進について策定したものである。（計画期間：平成22年度から平成26年度までの５年間）

以下に、関連部分について抜粋する。

なお、本計画については、平成 27 年度に次期計画の策定が予定されている。

### ■行動計画－子育て支援の推進

#### ●遊び場の確保

- ・屋内の遊び場の確保

すでにある施設などの活用や利用方法の見直しを行い、一年を通じて誰でも気軽に利用できる屋内の遊び場の確保を検討します。

- ・各種公園の整備

町内には大小 21 の都市公園があり利用されています。しかし、子どもの遊び場、親子の交流の場という意味においては、安全性や公共性という面では充分とはいえません。清掃活動やマナーなども広めつつ、地域のつながりの核として、また町民の憩いの場としての本来の機能を取り戻すことができるよう、環境整備を進めます。

### ■親子が利用しやすい生活環境の整備

#### ●バリアフリーの推進

各種公共施設や民間施設、道路やトイレなど、ユニバーサルデザインの視点から生活環境の整備が図られるよう、関係方面に働きかけをしていきます。

## （７）岩内町障害者計画・岩内町障害福祉計画

本計画は、障害者福祉法及び障害者自立支援法を踏まえ、岩内町に住むだれもが、人として尊重され、自らの生き方を選び、地域の一員として自立した生活ができることを目指すものである。（計画期間：平成24年度から平成26年度までの３年間）

以下に、関連部分について抜粋する。

なお、本計画については、平成 27 年度に次期計画の策定が予定されている。

### ■施策の展開－共に支えあうまちづくり

#### ●住環境の整備

だれもが利用する公共の場や施設などは、物理的バリアフリー化が必要です。町においても、道路の点字表示や段差等の解消がされている部分がありますが十分とはいえません。また、公営住宅においては、手すりやエレベーターの設置、車イスでも通行ができる通路など、バリアフリー化が徐々に進んでいますが、新築住宅に限られています。

今後は、「ユニバーサルデザイン大綱」に基づいた“どんな人にもやさしい”まちづくりを進めていかなければなりません。



